資料１－２

令和８年度　春日井市地域防災計画（風水害等災害対策計画）案
新旧対照表

令和８年度 春日井市地域防災計画（風水害災害対策計画）案　新旧対照表

<table>
<tr><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td>第１編　総則</td><td>第１編　総則</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>第１章　計画の策定方針</td><td>第１章　計画の策定方針</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>第３節　計画の運用</td><td>第３節　計画の運用</td><td></td></tr>
<tr><td>2</td><td>３　計画の習熟
市及び関係機関は、この計画の遂行に当たってそれぞれの責務が十分に果たせるよう、平常時から図上、実践訓練等によってこの計画の習熟に努め、また、市民への周知を図るため啓発活動に努めるものとする。</td><td>３　計画の習熟
市及び関係機関は、この計画の遂行に当たってそれぞれの責務が十分に果たせるよう、平時から図上、実践訓練等によってこの計画の習熟に努め、また、市民への周知を図るため啓発活動に努めるものとする。</td><td>防災基本計画に基づく修正</td></tr>
<tr><td></td><td>第２章　基本理念及び重点を置くべき事項</td><td>第２章　基本理念及び重点を置くべき事項</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>第１節　防災の基本理念</td><td>第１節　防災の基本理念</td><td></td></tr>
<tr><td>4</td><td>（略）
市及び県を始めとする各防災関係機関は、過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。
（追加）
（略）</td><td>（略）
市及び県を始めとする各防災関係機関は、過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。
さらに、市及び県は、内閣府等と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難生活環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努めるものとする。
（略）</td><td>愛知県地域防災計画に合わせた修正</td></tr>
<tr><td></td><td>第３章　防災機関等の役割分担</td><td>第３章　防災機関等の役割分担</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>第１節　防災機関等</td><td>第１節　防災機関等</td><td></td></tr>
<tr><td>8</td><td>２　県及び県関係機関
<table>
<tr><th>機関名</th><th>災害予防</th><th>災害応急対策</th><th>災害復旧・復興</th></tr>
<tr><td>愛知県</td><td>１～５　（略）
６　名古屋飛行場の防災対策</td><td>１　災害に関する情報の収集伝達及び災害広報</td><td>（略）</td></tr>
</table></td><td>２　県及び県関係機関
<table>
<tr><th>機関名</th><th>災害予防</th><th>災害応急対策</th><th>災害復旧・復興</th></tr>
<tr><td>愛知県</td><td>１～５　（略）
６　愛知県名古屋飛行場の防災対策</td><td>１　災害に関する情報の収集伝達及び災害広報</td><td>（略）</td></tr>
</table></td><td>愛知県地域防災計画に合わせた修正</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>頁</th><th>修　　正　　前</th><th>修　　正　　後</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>10</td><td>
<table>
<tr><td></td><td></td><td>２　名古屋地方気象台と共同して土砂災害警戒情報を発表
３～14　（略）</td><td></td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
３　指定地方行政機関
<table>
<tr><th>機関名</th><th>災害予防</th><th>災害応急対策</th><th>災害復旧・復興</th></tr>
<tr><td>中部地方整備局（名古屋国道事務所、名古屋国道維持第２出張所、名古屋国道維持第４出張所、庄内川河川事務所）</td><td>（略）</td><td>１、２　（略）
（追加）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>中部管区行政評価局</td><td>―</td><td>―</td><td>（追加）
特別行政相談活動の実施</td></tr>
</table>
４　（略）
</td><td>
<table>
<tr><td></td><td></td><td>２　名古屋地方気象台と共同してレベル４土砂災害危険警報を発表
３～14　（略）</td><td></td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
３　指定地方行政機関
<table>
<tr><th>機関名</th><th>災害予防</th><th>災害応急対策</th><th>災害復旧・復興</th></tr>
<tr><td>中部地方整備局（名古屋国道事務所、名古屋国道維持第２出張所、名古屋国道維持第４出張所、庄内川河川事務所）</td><td>（略）</td><td>１、２　（略）
３　庄内川に洪水のおそれがあるとき、名古屋地方気象台と共同して洪水予報［庄内川］を発表し、関係機関に連絡する。</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>中部管区行政評価局</td><td>―</td><td>―</td><td>１　被災者への生活支援情報の提供
２　専用電話を備えた行政相談窓口の開設
３　特別行政相談所の開設</td></tr>
</table>
４　（略）
</td><td>愛知県地域防災計画に合わせた修正</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>頁</th><th>修　　正　　前</th><th>修　　正　　後</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>10</td><td>５　指定公共機関
<table><tr><th>機関名</th><th>災害予防</th><th>災害応急対策</th><th>災害復旧・復興</th></tr><tr><td>西日本電信電話株式会社</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td><td>５　指定公共機関
<table><tr><th>機関名</th><th>災害予防</th><th>災害応急対策</th><th>災害復旧・復興</th></tr><tr><td>ＮＴＴ西日本株式会社</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>ＮＴＴドコモビジネス株式会社</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td><td>社名変更による修正</td></tr>
<tr><td></td><td>第２節　市民及び事業所</td><td>第２節　市民及び事業所</td><td></td></tr>
<tr><td>16</td><td>１　市民の果たすべき役割
「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。
（略）
２、３　（略）</td><td>１　市民の果たすべき役割
「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平時より災害に対する備えを心掛けるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。
（略）
２、３　（略）</td><td>防災基本計画に基づく修正</td></tr>
<tr><td>17</td><td>４　市民及び事業者による地区内の防災活動の推進
(1)　市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。
この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、本市と連携して防災活動を行うこととする。
(2)　（略）</td><td>４　市民及び事業者による地区内の防災活動の推進
(1)　市内の一定の地区内の市民及び公共的団体又は民間の団体は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。
この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、本市と連携して防災活動を行うこととする。
(2)　（略）</td><td>愛知県地域防災計画に合わせた修正</td></tr>
</table>

頁	修　　正　　前	修　　正　　後	備　　考
	第２編　災害予防計画	第２編　災害予防計画	
	第１章　災害に強い防災体制の確立	第１章　災害に強い防災体制の確立	
	第１節　防災活動体制の整備	第１節　防災活動体制の整備	
	３　応急活動のためのマニュアルの作成等 （略）	３　応急活動のためのマニュアルの作成等 （略）	
21	さらに、男女共同参画の視点から、市防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び青少年女性センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。	さらに、男女共同参画の視点から、市防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平時及び災害時における男女共同参画担当部局及び青少年女性センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。	防災基本計画に基づく修正
	４　人材育成及び防災訓練の実施 (1)　（略） (2)　水防訓練等の実施 （略）	４　人材育成及び防災訓練の実施 (1)　（略） (2)　水防訓練等の実施 （略）	
22	なお、訓練後は訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。 （追加）	なお、訓練後は訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講ずるとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。 (3)　各種防災システムの訓練等 市防災システム（トランスモッド）のほか、被災者再建支援システム、愛知県防災情報システムや新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）等の各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努める。	防災基本計画に基づく修正
	(3)　防災訓練の指導協力 （略） さらに、防災関係機関あるいは自主防災組織が実施する防災訓練について、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、積極的に参加を呼びかけるなど、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。	(4)　防災訓練の指導協力 （略） さらに、防災関係機関あるいは自主防災組織が実施する防災訓練について、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、積極的に参加を呼び掛けるなど、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。	防災基本計画に基づく修正
	５　広域応援・受援体制の整備 (1)　応援要請手続きの整備 （略）	５　広域応援・受援体制の整備 (1)　応援要請手続きの整備 （略）	
23	（追加）	ア　受援計画の作成等	愛知県地域防

頁	修　　正　　前	修　　正　　後	備　　考
24	ア　受援担当者の選定、執務スペース等の確保 庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員の執務スペースの確保を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のための適切な空間の確保に配慮するものとする。 イ　宿泊場所等の確保 （略） ウ　訓練等の実施 （略） (2)　応援協定の締結等 ア、イ　（略） ウ　民間団体等との協定の締結等 災害対策基本法第 49 条の３に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。 また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。	市及び県は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。 イ　受援担当者の選定、執務スペース等の確保 庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員の執務スペースの確保を行う。その際、感染症対策のための適切な空間の確保に配慮するものとする。 ウ　宿泊場所等の確保 （略） エ　訓練等の実施 （略） (2)　応援協定の締結等 ア、イ　（略） ウ　民間団体等との協定の締結等 災害対策基本法第 49 条の３に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。特に市は、災害時に公共的団体又は民間の団体との連携を迅速に行うことができるよう、市防災会議を構成する関係者等との間で、当該団体が災害時等に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担についての認識を共有し、このような連携に関する基本的な方針を地域防災計画に反映させた上で、当該方針を踏まえて個々の協定の締結など、連携強化を進めるよう努めるものとする。あわせて、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の	災計画に合わせた修正 防災基本計画に基づく修正

頁	修　　正　　前	修　　正　　後	備　　考
		整理、支援物資の管理・輸送、避難者の輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。	
	(3)～(5)　（略）	(3)～(5)　（略）	
24	(6)　自衛隊との連携強化 平常時から総合防災訓練等を通じて連携を深め、災害時における応援体制の確立を図る。	(6)　自衛隊との連携強化 平時から総合防災訓練等を通じて連携を深め、災害時における応援体制の確立を図る。	防災基本計画に基づく修正
	6　支援物資の円滑な受援供給体制の整備	6　支援物資の円滑な受援供給体制の整備	
	(1)、(2)　（略）	(1)、(2)　（略）	
25	(3)　物資の輸送拠点 市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム（B-PLo）等を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。 また、物資拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。	（第３編第３章第４節４に移動）	愛知県地域防災計画に合わせた修正
	（追加）	7　遺体の処理に係る事前対策 市は、大規模災害時に備え、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設を遺体安置所としてあらかじめ選定しておくよう努めるものとする。	愛知県地域防災計画に合わせた修正
	（第３編第５章第６節２(3)イから移動）	8　応急仮設住宅建設候補地台帳の作成 市は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。 なお、用地の選定に当たっては、災害に対する安全性や洪水、土砂災害の危険性に配慮する。	記載場所の整理

頁	修　　正　　前	修　　正　　後	備　　考
	第２節　情報の収集・連絡体制の整備	第２節　情報の収集・連絡体制の整備	
	１　情報連絡体制の整備 (1)　（略） (2)　無線通信施設 ア～ウ　（略）	１　情報連絡体制の整備 (1)　（略） (2)　無線通信施設 ア～ウ　（略）	
26	エ　無線施設の定期点検を実施するとともに、平常時についてもこれらの施設を有効に活用する。	エ　無線施設の定期点検を実施するとともに、平時についてもこれらの施設を有効に活用する。	防災基本計画に基づく
	オ、カ　（略） (3)　有線通信施設	オ、カ　（略） (3)　有線通信施設	
	ア　災害時において、市、春日井警察署、西日本電信電話株式会社東海支店、中部電力パワーグリッド株式会社春日井営業所及び東邦ガスネットワーク株式会社設備部名古屋地域センター春日井事業所との通信の専用化を図るため、直接通信連絡線（ホットライン）が整備されており、これを活用するとともに、その他防災機関との通信連絡窓口の一本化を図る。	ア　災害時において、市、春日井警察署、ＮＴＴ西日本株式会社東海支店、中部電力パワーグリッド株式会社春日井営業所及び東邦ガスネットワーク株式会社設備部名古屋地域センター春日井事業所との通信の専用化を図るため、直接通信連絡線（ホットライン）が整備されており、これを活用するとともに、その他防災機関との通信連絡窓口の一本化を図る。	社名変更による修正
	イ、ウ　（略）	イ、ウ　（略）	
27	(4)　通信施設の防災構造化等 市、県及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連絡体制の構築など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。	(4)　通信施設の防災構造化等 市、県及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平時からの連絡体制の構築など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。	防災基本計画に基づく
	第３節　非常用物資の備蓄	第３節　非常用物資の備蓄	
	１　食糧及び生活必需品 (1)　（略）	１　食糧及び生活必需品 (1)　（略）	
28	(2)　行政備蓄 （追加） 市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえて、必要とされる食糧、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ	(2)　行政備蓄 ア　物資の備蓄 市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、必要とされる物資についてあらかじめ備蓄するとともに、その備蓄状況に	防災基本計画及び愛知県地域防災計画に合わせた修正

頁	修　　正　　前	修　　正　　後	備　　考
	備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、新物資システム（B-PLo）を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。 　また、災害時に迅速に食糧、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。 　なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。 　また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。 （追加） ア　非常用として、愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果に基づく当市における想定避難者数（15,000 人）の３食×３日分の食糧を備蓄する。 イ　指定一般避難所（二次開設避難所を除く）、指定福祉避難所等に備蓄倉庫を整備し、必要な次の食糧及び生活必需品を備蓄する。	ついては、年に１回、広く住民に公表するものとする。 （(2)エに移動） 　なお、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。 （削除） (ｱ)　備蓄する物資は、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資とする。 (ｲ)　非常用として、愛知県南海トラフ地震被害予測調査結果に基づく当市における想定避難者数(13,000 人)の３食×３日分の食糧を備蓄する。 (ｳ)　指定一般避難所（二次開設避難所を除く）、指定福祉避難所等に備蓄倉庫を整備し、必要な次の食糧及び生活必需品を備蓄する。	記載場所の整理 防災基本計画、愛知県地域防災計画に合わせた修正及び 表記の整理

頁	修　　正　　前	修　　正　　後	備　　考
29	（表略） （追加） （(2)から移動） (3)　（略）	（表略） イ　調達・輸送体制 災害時における調達・輸送体制を整備し、必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。 ウ　新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）の活用 市及び県は、新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。 エ　訓練の実施等 市及び県は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。 (3)　（略）	愛知県地域防災計画に合わせた修正 防災基本計画に基づく修正及び 記載場所の整理
	第４節　消防救急体制の整備	第４節　消防救急体制の整備	
31	１　大規模火災における消防体制の整備 (1)　（略） (2)　常備消防力の強化 市における常備消防力は、１消防本部、１消防署及び５消防出張所体制で、消防ポンプ車、救急車等の車両を配備し災害に備えている。今後とも、消防体制の拡充強化に努めるとともに、大規模災害に対する広域消防体制の整備を図る。また、災害時に消防力を最大限に発揮するため、平常時において警防計画に基づく訓練を実施し、常備消防力の強化を図る。	１　大規模火災における消防体制の整備 (1)　（略） (2)　常備消防力の強化 市における常備消防力は、１消防本部、１消防署及び５消防出張所体制で、消防ポンプ車、救急車等の車両を配備し災害に備えている。今後とも、消防体制の拡充強化に努めるとともに、大規模災害に対する広域消防体制の整備を図る。また、災害時に消防力を最大限に発揮するため、平時において警防計画に基づく訓練を実施し、常備消防力の強化を図る。	防災基本計画に基づく修正

頁	修　　正　　前	修　　正　　後	備　　考
	(3)　消防団の充実強化 　消防団は、常備の消防隊と一体となって消防活動を実施するとともに、初期消火、避難誘導等の地域の防災活動の重要な役割を担っている。災害時に現有本部、６分団及び機能別分団の消防団員が効果的に防災活動を実施できるよう、平常時から技能向上を図るための教育訓練を実施する。 (4)、(5)　(略) ２～６　(略)	(3)　消防団の充実強化 　消防団は、常備の消防隊と一体となって消防活動を実施するとともに、初期消火、避難誘導等の地域の防災活動の重要な役割を担っている。災害時に現有本部、６分団及び機能別分団の消防団員が効果的に防災活動を実施できるよう、平時から技能向上を図るための教育訓練を実施する。 (4)、(5)　(略) ２～６　(略)	防災基本計画に基づく修正
34	７　林野火災の防止対策 （追加） 　林野火災の発生を未然に防止するため、林野に対する愛護精神の高揚、予防思想の普及に努め、林野巡視、防火施設の整備等林野火災の防止対策を推進し、健全な森林の保全を図る。	７　林野火災の防止対策 (1)　林野火災予防思想の普及、啓発 ア　市及び県は、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることを考慮して、山火事予防運動等の機会にＳＮＳ等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知により、林野に対する愛護精神の高揚、予防思想の普及に努める。なお、啓発に当たっては、多発期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向にも十分留意するものとする。 イ　市及び県は、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、林野火災の発生危険度等に係る情報の発信に努めるとともに、標識板や立看板、広報資料、ポスター等有効な手段を通じて市民等に広く防火思想の普及、啓発を図る。 (2)　林野火災に対する警戒の強化 　市及び県は、火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組むとともに、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行うものとする。また、市は、許可した火入れの情報等を消防機関に共有する。 　市及び県は、乾燥や強風等の気象状況に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表し、周知するとともに、住民等に対する注意喚起、巡視等の強化など適切な対応を行うものとする。 (3)　林野所有者（管理者）に対する指導 　市及び県は、林野所有者（管理者）に対し、防火線の設置、防火性のある樹種の植栽等による森林の整備、火災多発期における巡視等林野火災防止に努めるよう指導する。	愛知県地域防災計画に合わせた修正

頁	修　　正　　前	修　　正　　後	備　　考
		(4)　防火用水の整備 　市及び県は、各種事業の工作物と自然水を防火用として活用できるよう整備を図る。また、市は、防火水槽、簡易防火用水など初期消火のための施設を管理する。 (5)　予防機材等の整備 　市及び県は、林野火災の発生の危険性が高い地域に予防機材、初期消火機材等の配備を図る。 (6)　林野火災を想定した消防計画等の策定・必要な資機材の整備 　市は、林野火災を想定した消防計画や林野火災防御図のほか、強風下の林野火災を想定した飛び火について対策をし、効果的な消火活動体制を整備する。 　また、水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両、可搬式消火機材等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化を図るとともに、建設業者等の所有車両の活用に向けて連携を強化する。 　さらに、熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握や消火活動のため、熱画像直視装置や無人航空機等の関連する資機材の整備を促進する。 (7)　迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 　林野火災は、ひとたび発生すると気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至る場合があること、気象状況の変化により延焼方向の急変や飛び火等が発生するおそれがあること、その消火活動においては、全体像の把握や、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難な場合があること、活動が長期化し多くの人員を必要とすること等に留意して備えを行う必要がある。このため、市及び県は、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行う。 (8)　ヘリコプターによる空中消火の積極的な推進 　市及び県は、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、活動拠点、熱源探査装置を含む資機材等の整備を推進する。 (9)　消防団の訓練及び資機材等の充実	

頁	修　　正　　前	修　　正　　後	備　　考
		市は、林野火災においては迅速な初期消火が重要であることから、消防団について、消防本部等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に必要な資機材等の充実等を図る。 (10) 訓練の実施 市は、広域応援など様々な状況を想定し、消防計画や林野火災防御図等を活用した、より実践的な消火等の訓練を実施する。	
	第５節　応急医療体制の整備	第５節　応急医療体制の整備	
34	災害時における応急医療需要に対し迅速かつ的確に対応するため、平常時より応急医療体制の整備、医薬品の確保に努める。 １　医療体制の整備 (1)　医療活動体制の整備 平常時における救急医療システムや保健医療活動を基礎とした組織体制を定め、市医師会等の協力を得て災害現場での救護所を開設できるよう体制の整備を図る。 (2)、(3)　(略)	災害時における応急医療需要に対し迅速かつ的確に対応するため、平時より応急医療体制の整備、医薬品の確保に努める。 １　医療体制の整備 (1)　医療活動体制の整備 平時における救急医療システムや保健医療活動を基礎とした組織体制を定め、市医師会等の協力を得て災害現場での救護所を開設できるよう体制の整備を図る。 (2)、(3)　(略)	防災基本計画に基づく修正
	第６節　広域応援派遣体制の整備	第６節　広域応援派遣体制の整備	
35	１　広域応援派遣体制の整備 他の市町村が被災した場合の応援派遣を想定し、必要な派遣体制の整備を図る。 (追加)	１　広域応援派遣体制の整備 他の市町村が被災した場合の応援派遣を想定し、必要な派遣体制の整備を図る。 また、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努める。	防災基本計画に基づく修正
	第２章　市民の防災行動力の向上	第２章　市民の防災行動力の向上	
	第１節　防災意識の高揚	第１節　防災意識の高揚	
37	１　市民に対する防災意識の啓発と知識の普及 (1)、(2)　(略) (3)　家庭内備蓄等の推進 災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、飲料水、食糧、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の生活必需品について、可能な限り１週間分程度、最低でも３日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスクや消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難す	１　市民に対する防災意識の啓発と知識の普及 (1)、(2)　(略) (3)　家庭内備蓄等の推進 災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、飲料水、食糧、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の生活必需品について、可能な限り１週間分程度、最低でも３日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスクや消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難す	

頁	修　　正　　前	修　　正　　後	備　　考
	るよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。	るよう呼び掛ける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼び掛ける。	防災基本計画に基づく修正
	第２節　学校等における防災教育及び安全対策	第２節　学校等における防災教育及び安全対策	
38	１　児童等への防災対策 (1)　（略） (2)　地域の災害リスクに基づいた防災教育の実施 （略） ア　児童等に対する防災教育 児童等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため、学校等において防災上必要な防災教育を行う。災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施し、学級指導（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせ、効果的に行うよう配慮する。 （略） イ、ウ　（略） (3)～(7)　（略）	１　児童等への防災対策 (1)　（略） (2)　地域の災害リスクに基づいた防災教育の実施 （略） ア　児童等に対する防災教育 児童等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため、学校等において防災上必要な防災教育を行う。災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、こどもに対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施し、学級指導（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせ、効果的に行うよう配慮する。 （略） イ、ウ　（略） (3)～(7)　（略）	防災基本計画に基づく修正
40	第３節　自主防災組織の推進	第３節　自主防災組織の育成強化	
41	（略） その際、女性の参画の促進に努めるものとするとともに、自主防災組織の強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとし、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。 また、日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要なため、市及び県は、平常時から自主防災組織、ＮＰＯ・ボランティア関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のＮＰＯ等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。 １　（略）	（略） その際、女性の参画の促進に努めるものとするとともに、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとし、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。 （削除） １　（略）	愛知県地域防災計画に合わせた修正

頁	修正前	修正後	備考
41	2　自主防災組織の活動 自主防災組織の活動内容 区分 / 平常時の活動 / 災害発生時の活動 （略） / （略） / （略） 3　活動に対する市の支援 (1)　技術指導の実施 （略） ア　（略）	2　自主防災組織の活動 自主防災組織の活動内容 区分 / 平時の活動 / 災害発生時の活動 （略） / （略） / （略） 3　活動に対する市の支援 (1)　技術指導の実施 （略） ア　（略）	防災基本計画に基づく修正
42	イ　防災リーダーのネットワーク化の推進 防災リーダーが各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、市及び県は、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。（追加） ウ　自主防災組織と防災関係機関等とのネットワーク活動の推進 市は、自主防災組織が防災に関するＮＰＯ、消防団、女性消防団、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係機関同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施及び支援、指導に努めるものとする。 （追加） なお、県は、市町村等が実施するネットワーク化の取り組みに対し必要な支援を行うものとする。 (2)　（略）	イ　防災リーダーのネットワーク化の推進 防災リーダーが各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、市及び県は、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。また、防災リーダーが地域や企業等の自主防災活動等において円滑な活動ができるよう、市は防災リーダーを積極的に活用するものとする。 ウ　自主防災組織と防災関係機関等とのネットワーク活動の推進 市は、自主防災組織が防災に関するＮＰＯ、消防団、女性消防団、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係機関同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施及び支援、指導に努めるものとする。 また、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め、活動環境の整備を図るものとする。 なお、県は、市町村等が実施するネットワーク化の取り組みに対し必要な支援を行うものとする。 (2)　（略）	愛知県地域防災計画に合わせた修正
	第４節　防災ボランティアとの連携	第４節　防災ボランティアとの連携	
43	災害時に、広範囲にわたって活動が期待される各種ボランティア団体相互の連携協力体制を平常時から推進し、活動の支援を行う。 1　連携協力体制の推進 (1)　市及び県は、市民のボランティア活動に対する意識を高め、組織化を促進する。また、市社会福祉協議会を始め日本赤十字社等	災害時に、広範囲にわたって活動が期待される各種ボランティア団体相互の連携協力体制を平時から推進し、活動の支援を行う。 1　連携協力体制の推進 （削除）	防災基本計画に基づく修正

頁	修　　正　　前	修　　正　　後	備　　考
	やＮＰＯ・ボランティア等（以下、「ＮＰＯ・ボランティア団体等」という。）が連携・協力や、災害中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動の支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時の活動が円滑にできるよう、活動環境の整備を図る。 　市、県及び国は、行政・ＮＰＯ・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。 　（追加）	(1)　防災ボランティア活動の環境整備 ア　防災ボランティア活動の普及・啓発 　市及び県は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、防災ボランティアフェアの開催などの広報・啓発活動を行うように努めるものとする。また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。 イ　ボランティアによる防災活動への参加促進 　市及び県は、ボランティア休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への市民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。 ウ　避難所運営等に取り組むボランティア人材の育成・確保 　市及び県は、ＮＰＯ・ボランティア等と連携して、避難生活支援リーダー/サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。 エ　ボランティアコーディネーターの確保	愛知県地域防災計画に合わせた修正

頁	修　　正　　前	修　　正　　後	備　　考
	また、社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物等、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物等の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。 市及び県は、ＮＰＯ・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。このため、市及び県は、ボランティアコーディネーターの養成に努めるとともに、養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネートの知識、技術の向上を図るためのレベルアップ研修等を開催する。 なお、市は、養成したボランティアコーディネーターに県が実施するレベルアップ講座等を受講させるものとする。 (2)　市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、災害救援ボランティアセンターを運営する者との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害救援ボランティアセンターの設置予定場所については、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。	市及び県は、行政、市民、自主防災組織などに対応困難な災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の確保に努めるものとする。 このため、市及び県は、コーディネーターの養成に努めるとともに、養成したコーディネーターに対し、コーディネートの知識・技術の向上を図るためのレベルアップ研修等を実施する。 なお、市は、養成したコーディネーターに県が実施するレベルアップ講座等を受講させるものとする。 オ　ボランティアの災害廃棄物等処理に関する環境整備 市は、社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋等からの災害廃棄物、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物等の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。 （削除） (2)　市は、災害発生時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するとともに、官民連携体制の強化を図るため、災害救援ボランティアセンターの設置場所や資機材の確保、コーディネーターの派遣等の手続きの整備、立ち上げ、運営に係る訓練の実施など受援体制の構築・強化を図る。 また、災害救援ボランティアセンターを運営する者との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害救援ボランティア	愛知県地域防災計画に合わせた修正

頁	修　　正　　前	修　　正　　後	備　　考
	（追加）	センターの設置予定場所については、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。 (3)　市及び県は、行政・ＮＰＯ・ボランティア等の三者で連携し、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。	
	第５節　要配慮者の安全対策及び避難行動の促進対策	第５節　要配慮者の安全対策及び避難行動の促進対策	
45	（略） 市においては、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ＮＰＯ・ボランティア関係団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。 （略） １　（略） ２　避難行動要支援者対策 (1)　（略） (2)　避難行動要支援者名簿の整備等 ア～ウ　（略） エ　避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 （略）	（略） 市においては、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ＮＰＯ・ボランティア関係団体等の多様な主体の協力を得ながら、平時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。 （略） １　（略） ２　避難行動要支援者対策 (1)　（略） (2)　避難行動要支援者名簿の整備等 ア～ウ　（略） エ　避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 （略）	防災基本計画に基づく修正
46	また、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。 (3)　個別避難計画の作成等 ア　個別避難計画の作成 （略）	また、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。 (3)　個別避難計画の作成等 ア　個別避難計画の作成 （略）	防災基本計画に基づく修正
47	なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積	なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるとともに、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努め	愛知県地域防災計画に合わ

頁	修　　正　　前	修　　正　　後	備　　考
	極的に検討するものとする。併せて、人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障がい児等も対象となりうる点に留意する。 イ　避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供 （略） また、市は条例の定めにより、又は、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思決定により、平常時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。 ウ　（略） (4)　（略） ３～８　（略） ９　要配慮者利用施設に係る災害対策 (1)、(2)　（略） 50 (3)　市は、施設の管理者に対して、土砂災害警戒情報等の情報を提供するなど連絡体制の確立に努める。 (4)、(5)　（略）	るものとする。また、人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障がい児等も対象となりうる点に留意する。 イ　避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供 （略） また、市は条例の定めにより、又は、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思決定により、平時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。 ウ　（略） (4)　（略） ３～８　（略） ９　要配慮者利用施設に係る災害対策 (1)、(2)　（略） (3)　市は、施設の管理者に対して、レベル４土砂災害危険警報等の情報を提供するなど連絡体制の確立に努める。 (4)、(5)　（略）	せた修正 防災基本計画に基づく修正 愛知県地域防災計画に合わせた修正
	第６節　避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	第６節　避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	
	１　マニュアルの作成 (1)　（略） (2)　収集できる情報として次の情報を踏まえること ア、イ　（略） 51 ウ　土砂災害警戒情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、土砂災害危険度情報 (3)～(6)　（略） 52 (7)　避難情報の発令基準等については、次の点に留意すること ア　避難の指示等を発令する基準について、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報（大雨、暴風等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等）、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発表など、該当する警戒レベル相当情報を基	１　マニュアルの作成 (1)　（略） (2)　収集できる情報として次の情報を踏まえること ア、イ　（略） ウ　（削除）土砂キキクル（削除）、土砂災害危険度情報 (3)～(6)　（略） (7)　避難情報の発令基準等については、次の点に留意すること ア　避難の指示等を発令する基準について、災害の発生状況又は切迫度を客観的に判断できるよう、あらかじめ具体的・客観的な内容として設定するよう努める。この際、警戒レベル相当情報を主な判断材料とし、あわせて、降水量や水防警報の発表等	愛知県地域防災計画に合わせた修正 愛知県地域防災計画に合わせた修正

頁	修　　正　　前	修　　正　　後	備　　考
	に、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するように努めるものとする。 （略）	の関連情報を総合的に勘案して、避難を要する区域及び発令の時期を判断するものとする。 （略）	
53	イ　土砂災害に係る避難情報については、土砂災害警戒区域等を発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害の危険度分布等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難情報を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定する。 　なお、土砂災害の発生が確認された場合や、大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル５相当）が発表された場合は、土砂災害警戒区域等以外の区域であっても、土砂災害の発生した箇所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、［警戒レベル５］緊急安全確保を可能な範囲で発令すること。	イ　土砂災害に係る避難情報については、土砂災害警戒区域等を発令単位として事前に設定し、レベル３土砂災害警報、レベル４土砂災害危険警報及び土砂災害の危険度分布等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に適切なレベルの避難情報を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定する。 　なお、土砂災害の発生が確認された場合や、レベル５土砂災害特別警報が発表された場合は、土砂災害警戒区域等以外の区域であっても、土砂災害の発生した箇所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、［警戒レベル５］緊急安全確保を可能な範囲で発令すること。	愛知県地域防災計画に合わせた修正
	２　（略） ３　事前準備 （略）	２　（略） ３　事前準備 （略）	
53	また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。	また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。	防災基本計画に基づく修正
	第７節　避難誘導等に係る計画の策定	第７節　避難誘導等に係る計画の策定	
	１　市及び防災上重要な施設の管理者における措置 （1）　（略） （2）　防災上重要な施設の管理者の留意事項 ア～ウ　（略）	１　市及び防災上重要な施設の管理者における措置 （1）　（略） （2）　防災上重要な施設の管理者の留意事項 ア～ウ　（略）	
55	エ　市は、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、本部事務局部、救護福祉部及び避難部が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテ	エ　市は、感染症対策のため、平時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、本部事務局部、救護福祉部及び避難部が連携して、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテ	防災基本計画に基づく修正

頁	修　　正　　前	修　　正　　後	備　　考
	ル・施設等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。	ル・施設等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。	
	第８節　帰宅困難者対策	第８節　帰宅困難者対策	
56	１　基本原則 (1)　帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報 県及び市は、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報するものとする。 (2)　（略）	１　基本原則 (1)　帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報 県及び市は、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平時から積極的に広報するものとする。 (2)　（略）	防災基本計画に基づく修正
	第３章　災害に強い都市の形成	第３章　災害に強い都市の形成	
	第１節　防災まちづくりの推進	第１節　防災まちづくりの推進	
57	１　市街地の整備 (1)　面的な整備事業の推進 （略） また、これらの整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Ｅｃｏ－ＤＲＲ（生態系を活用した防災・減災）及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。 （追加） (2)　（略）	１　市街地の整備 (1)　面的な整備事業の推進 （略） これらの整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Ｅｃｏ－ＤＲＲ（生態系を活用した防災・減災）及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講ずることにより、災害に強いまちの形成を図る。 また、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用の誘導を検討するに当たっては、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価のほか、その地域の状況や地域でとり得る防災・減災対策を幅広く考慮して総合的に判断する。 (2)　（略）	表記の整理 防災基本計画に基づく修正 愛知県地域防災計画に合わせた修正
58	２　宅地等の安全対策 (1)～(5)　（略） (6)　土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 ア　（略） イ　市防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、警戒避難体制の充実・強化を図る。 (ｱ)　土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報	２　宅地等の安全対策 (1)～(5)　（略） (6)　土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 ア　（略） イ　市防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、警戒避難体制の充実・強化を図る。 (ｱ)　土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報	

頁	修　　正　　前	修　　正　　後	備　　考
	の発令及び伝達に関する事項（(ｴ) に掲げる施設の所有者又は管理者に対する土砂災害警戒情報の伝達方法等） (ｲ)～(ｶ)　（略）	の発令及び伝達に関する事項（(ｴ) に掲げる施設の所有者又は管理者に対するレベル４土砂災害危険警報の伝達方法等） (ｲ)～(ｶ)　（略）	愛知県地域防災計画に合わせた修正
59	ウ　土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報[土砂災害]）が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な発令基準を設定する。 (7)　ハザードマップの作成及び周知 （略） また、基礎調査の結果、土砂災害（特別）警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害（特別）警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。 （略） (8)～(10)　（略）	ウ　レベル４土砂災害危険警報が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な発令基準を設定する。 (7)　ハザードマップの作成及び周知 （略） また、基礎調査の結果、土砂災害（特別）警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害（特別）警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講ずるよう努める。 （略） (8)～(10)　（略）	防災基本計画に基づく修正
61	(11)　空き家等の安全対策 市は平常時から、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。 (12)　（略）	(11)　空き家等の安全対策 市は平時から、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。 (12)　（略）	
	第２節　都市基盤整備の推進	第２節　都市基盤整備の推進	
67	１　公共施設 (1)、(2)　（略） (3)　河川等 ア～コ　（略） サ　浸水想定区域においての措置 (ｱ)　（略） (ｲ)　ハザードマップの配布 市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下	１　公共施設 (1)、(2)　（略） (3)　河川等 ア～コ　（略） サ　浸水想定区域においての措置 (ｱ)　（略） (ｲ)　ハザードマップの配布 市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下	

頁	修　　正　　前	修　　正　　後	備　　考
	街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した防災マップ等の配布その他の必要な措置を講じるものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。	街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した防災マップ等の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。	防災基本計画に基づく修正
	第３節　防災対策施設の整備	第３節　防災対策施設の整備	
72	２　指定避難所等 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、可能な限り集団で指定避難所へ避難する。大規模火災が発生した場合で指定避難所に延焼のおそれがあるときは、避難路を経由して広域避難場所等の他の安全な場所へ避難する。そのため、これら避難所の指定及び避難路の選定を行い、整備を図る。また、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。（追加） (1)　指定避難所等の指定 （略） また、耐震性、耐火性の確保、バリアフリー化、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進め、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。 ア～ウ　（略） エ　指定一般避難所及び指定福祉避難所が備えるべき設備 （略） 74　また、緊急時に有効な防災行政無線、ファクシミリ等の設備を平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備に努め	２　指定避難所等 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、可能な限り集団で指定避難所へ避難する。大規模火災が発生した場合で指定避難所に延焼のおそれがあるときは、避難路を経由して広域避難場所等の他の安全な場所へ避難する。そのため、これら避難所の指定及び避難路の選定を行い、整備を図る。また、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。あわせて、受け入れた被災住民に対して、必要な支援情報を提供する体制を整える。 (1)　指定避難所等の指定 （略） また、耐震性、耐火性の確保、バリアフリー化、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進め、平時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。 ア～ウ　（略） エ　指定一般避難所及び指定福祉避難所が備えるべき設備 （略） また、緊急時に有効な防災行政無線、ファクシミリ等の設備を平時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備に努め	愛知県地域防災計画に合わせた修正 防災基本計画に基づく修正

頁	修　　正　　前	修　　正　　後	備　　考
	る。 オ　（略） (2)　指定避難所の整備 ア～ウ　（略）	る。 オ　（略） (2)　指定避難所の整備 ア～ウ　（略）	
75	エ　緊急時に有効と思われる設備には、次のものが考えられるが、これらについては平常時から指定避難所等に備え付け、即時に利用できるよう整備に努めるものとする。 (ｱ) ～ (ｴ)　（略） (3)　（略） (4)　避難に関する広報 （略） ア　（略）	エ　緊急時に有効と思われる設備には、次のものが考えられるが、これらについては平時から指定避難所等に備え付け、即時に利用できるよう整備に努めるものとする。 (ｱ) ～ (ｴ)　（略） (3)　（略） (4)　避難に関する広報 （略） ア　（略）	防災基本計画に基づく修正
76	イ　避難のための知識の普及 (ｱ)　平常時における避難のための知識 (ｲ)、(ｳ)　（略） ウ　（略） (5)　避難所の運営管理体制の整備 ア～カ　（略）	イ　避難のための知識の普及 (ｱ)　平時における避難のための知識 (ｲ)、(ｳ)　（略） ウ　（略） (5)　避難所の運営管理体制の整備 ア～カ　（略）	
78	キ　市は、指定避難所における感染症対策のため、避難所の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。 ク　感染症対策について、平常時から本部事務局部、救護福祉部及び避難部が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。 ケ　新型コロナウイルス感染症を含む感染症拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。 (6)　（略） (7)　避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援 ア　市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、	キ　市は、指定避難所における感染症対策のため、避難所の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 ク　感染症対策について、平時から本部事務局部、救護福祉部及び避難部が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。 ケ　感染症拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。 (6)　（略） (7)　避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援 ア　市は、指定避難所だけでなく、追認避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、	愛知県地域防災計画に合わせた修正

頁	修　　正　　前	修　　正　　後	備　　考
	地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。 イ　（略）	在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。 イ　（略）	
	第４節　ライフライン施設	第４節　ライフライン施設	
80	３　上水道 （1）　（略） （2）　浸水による被害の恐れのある水道施設及び水道用薬品貯蔵施設については、浸水防止等の必要な措置を講ずる。 （3）、（4）　（略） （追加）	３　上水道 （1）　（略） （2）　浸水による被害のおそれのある水道施設及び水道用薬品貯蔵施設については、浸水防止等の必要な措置を講ずる。 （3）、（4）　（略） （5）　市は、地域住民や企業が所有する井戸を災害用井戸として活用するための登録制度により、非常用水源の確保に努めるものとする。 （6）　施設の防災性の向上 発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。また、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努める。 （7）　防災非常時の協力体制の確立 水道事業者（市）は、発災後においても施設の維持又は修繕が迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。	防災基本計画に基づく修正 愛知県地域防災計画に合わせた修正
81	４　下水道 （1）～（4）　（略） （追加）	４　下水道 （1）～（4）　（略） （5）　防災体制の強化 発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努める。	愛知県地域防災計画に合わせた修正

頁	修　　正　　前	修　　正　　後	備　　考
	第６章　企業防災の促進	第６章　企業防災の促進	
	第２節　対策	第２節　対策	
87	１　企業の取組 (1)～(4)　（略） (5)　地域との共生と貢献 （略） 企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。	１　企業の取組 (1)～(4)　（略） (5)　地域との共生と貢献 （略） 企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平時から確保することが望ましい。	防災基本計画に基づく修正
	第３編　災害応急対策計画	第３編　災害応急対策計画	
	第１章　応急活動組織	第１章　応急活動組織	
	第１節　活動組織の設置	第１節　活動組織の設置	
89	２　災害警戒本部 (1)　設置 ア　市長は、春日井市に大雨注意報若しくは洪水注意報、台風に伴う強風注意報、庄内川又は八田川に水防警報（準備）又は大雪警報が発表されたときは、気象情報等の迅速な収集伝達と必要な措置を講ずるため、災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。 イ、ウ（略） (2)～(4)　（略）	２　災害警戒本部 (1)　設置 ア　市長は、春日井市にレベル２大雨注意報、レベル２土砂災害注意報、レベル２氾濫注意報、台風に伴う強風注意報、庄内川若しくは八田川に水防警報（準備）又は大雪警報が発表されたときは、気象情報等の迅速な収集伝達と必要な措置を講ずるため、災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。 イ、ウ（略） (2)～(4)　（略）	防災気象情報の見直しに伴う修正
90	３　災害対策本部 (1)　設置 ア　市長は、春日井市に大雨警報（浸水害・土砂災害）、洪水警報、暴風警報、大雨特別警報、暴風特別警報、庄内川又は八田川に水防警報（出動）のうちいずれかが発表されたときは、災害予防及び災害応急対策を実施するため災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。	３　災害対策本部 (1)　設置 ア　市長は、春日井市にレベル３大雨警報、レベル３土砂災害警報、レベル３氾濫警報、暴風警報、レベル４大雨危険警報、レベル４土砂災害危険警報、レベル４氾濫危険警報、レベル５大雨特別警報、レベル５土砂災害特別警報、レベル５氾濫特別警報、暴風特別警報又は庄内川若しくは八田川に水防警報（出動）のうちいずれかが発表されたときは、災害予防及び災害応急対策を実施するため災害対策本部（以下「対策本部」とい	防災気象情報の見直しに伴う修正

<table>
<tr><th>頁</th><th>修　　正　　前</th><th>修　　正　　後</th><th>備　　考</th></tr>
<tr>
<td></td>
<td>イ　（略）
(2)～(5)　（略）
4　（略）
5　配備態勢等
(1)　配備態勢
ア～ウ　（略）</td>
<td>う。）を設置する。
イ　（略）
(2)～(5)　（略）
4　（略）
5　配備態勢等
(1)　配備態勢
ア～ウ　（略）</td>
<td rowspan="2">防災気象情報の見直しに伴う修正
及び
表記の整理</td>
</tr>
<tr>
<td>93

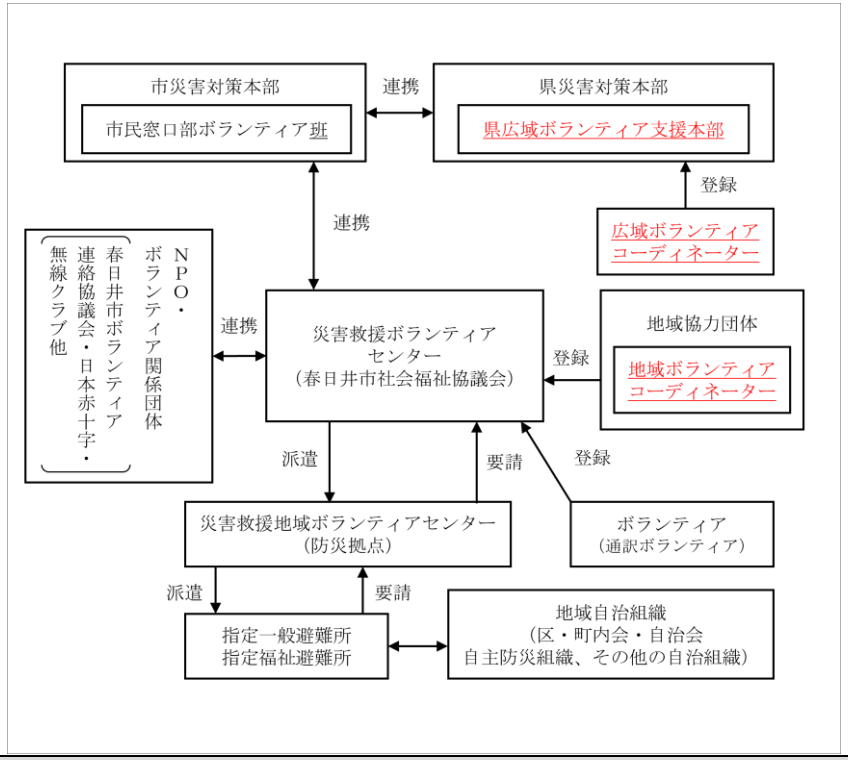
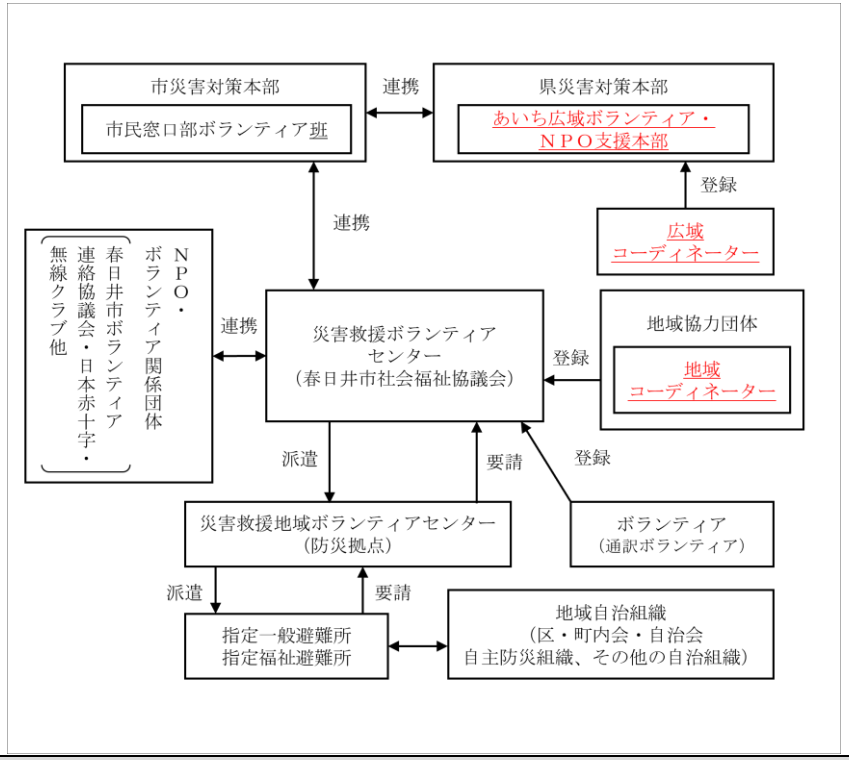
<

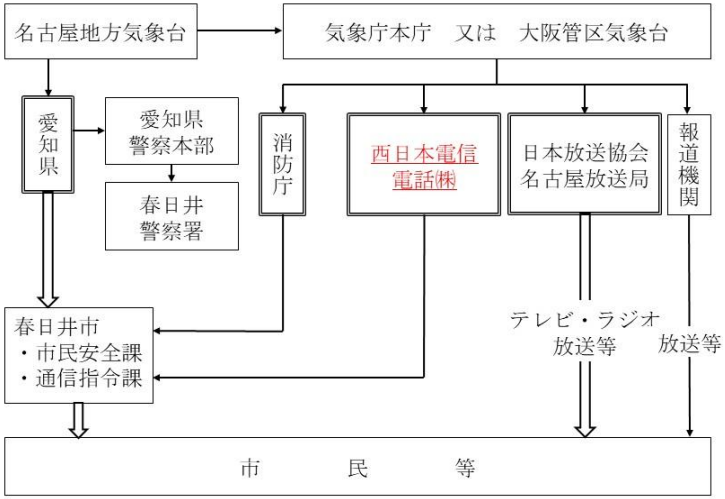
頁	修正前	修正後	備考
96	<table><tr><td></td><td>第２次非常配備態勢</td><td>１　春日井市に大雨特別警報又は暴風特別警報が発表されたとき。</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table> （注）１～５　（略） （表略） (2)～(5)　（略）	<table><tr><td></td><td>第２次非常配備態勢</td><td>１　春日井市にレベル５大雨特別警報、レベル５土砂災害特別警報、レベル５氾濫特別警報又は暴風特別警報が発表されたとき。</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table> （注）１～５　（略） （表略） (2)～(5)　（略）	
100	（追加）	６　職員の健康管理 市は、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。	愛知県地域防災計画に合わせた修正
	第２節　広域応援等の要請及び受入れ	第２節　広域応援等の要請及び受入れ	
101	１　職員の派遣要請 (1)～(3)　（略） (4)　被災市町村への職員派遣 市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、感染症対策のため、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。 （追加） （図略）	１　職員の派遣要請 (1)～(3)　（略） (4)　被災市町村への職員派遣 市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、感染症対策のため、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。 なお、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努めるものとする。 （図略）	愛知県地域防災計画に合わせた修正
102	２　（略） （追加）	２　（略） ３　知事に対する応急措置の実施の要請の要求等（災害対策基本法第68条の２） 市長は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。	愛知県地域防災計画に合わせた修正

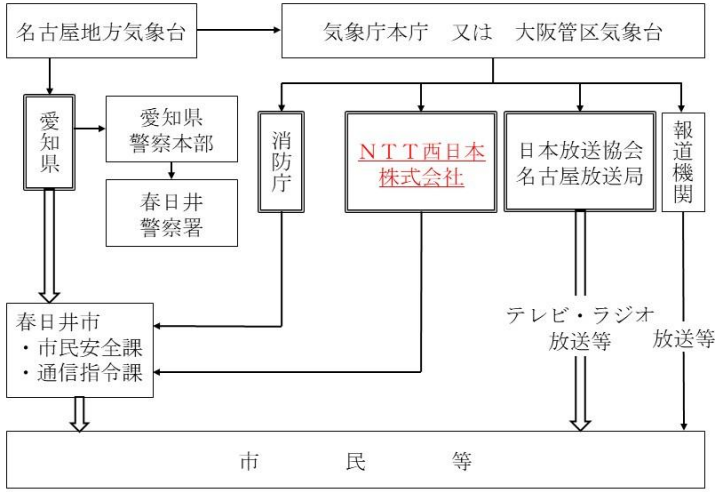
<table>
<tr><th>頁</th><th>修　　正　　前</th><th>修　　正　　後</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>市は、県との通信の途絶等の理由により、上段の要求ができない場合には、その旨及び当該地域における災害の状況を指定地方行政機関に通知するものとする。</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>3　他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第 67 条）
（略）
(1)　（略）</td><td>4　他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第 67 条）
（略）
(1)　（略）</td><td></td></tr>
<tr><td>104</td><td>(2)　東尾張地区市町及び連絡担当部局
<table><tr><th>市町名</th><th>担当部課名</th><th>住　　所</th><th>連絡先 電話
ＦＡＸ
防災行政無線電話</th></tr><tr><td>瀬戸市</td><td>市長直轄組織
危機管理課</td><td>瀬戸市追分町 64 番地の１</td><td>0561-88-2600
0561-21-6607
704-2-532</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>日進市</td><td>生活安全部
防災交通課</td><td>日進市蟹甲町池下 268 番地</td><td>0561-73-3279
0561-74-0258
730-2-242</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>長久手市</td><td>くらし文化部
安心安全課</td><td>長久手市岩作城の内 60 番地１</td><td>0561-63-1111
0561-63-6585
732-2-366</td></tr><tr><td>東郷町</td><td>総務部
地域安全課</td><td>愛知郡東郷町大字春木字羽根穴１番地</td><td>0561-56-0719
0561-38-0001
731-2-2332</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>（略）</td><td>(2)　東尾張地区市町及び連絡担当部局
<table><tr><th>市町名</th><th>担当部課名</th><th>住　　所</th><th>連絡先 電話
ＦＡＸ
防災行政無線電話</th></tr><tr><td>瀬戸市</td><td>市長直轄組織
防災安全課</td><td>瀬戸市追分町 64 番地の１</td><td>0561-88-2600
0561-21-6607
704-2-532</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>日進市</td><td>総務部
防災安全課</td><td>日進市蟹甲町池下 268 番地</td><td>0561-73-3279
0561-74-0258
730-2-242</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>長久手市</td><td>くらし文化部
安心安全課</td><td>長久手市岩作城の内 60 番地１</td><td>0561-56-0611
0561-63-6585
732-2-366</td></tr><tr><td>東郷町</td><td>総務部
防災安全課</td><td>愛知郡東郷町大字春木字羽根穴１番地</td><td>0561-56-0719
0561-38-0001
731-2-2332</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>（略）</td><td>他市町の組織改正に伴う修正</td></tr>
<tr><td>105</td><td>(3)　施行時特例市応援要請手続き
春日井市が所属するＣブロックの代表市へ応援を要請する。なお、令和６年度は、茨木市が代表市となっている。</td><td>(3)　施行時特例市応援要請手続き
春日井市が所属するＣブロックの代表市（代表市に被災があったときには副代表市）へ応援を要請する。なお、令和８年度は、当市が代表市となっている。</td><td>代表市変更に伴う修正</td></tr>
<tr><td></td><td>ア、イ　（略）</td><td>ア、イ　（略）</td><td></td></tr>
<tr><td>106</td><td>ウ　代表市の防災担当部署</td><td>ウ　代表市の防災担当部署</td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>頁</th><th>修　　正　　前</th><th>修　　正　　後</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td></td><td>Ｃブロック代表市 茨木市
<table>
<tr><th>担当課</th><th>住 所</th><th>連絡先</th><th>電話
FAX</th></tr>
<tr><td>総務部
危機管理課</td><td>大阪府茨木市駅前三丁目
８番 13 号</td><td>072-620-1617
072-624-9249</td></tr>
</table></td><td>Ｃブロック代表市 春日井市
<table>
<tr><th>担当課</th><th>住 所</th><th>連絡先</th><th>電話
FAX</th></tr>
<tr><td>総務部
市民安全課</td><td>愛知県春日井市鳥居松町
５丁目 44 番地</td><td>0568-85-6072
0568-83-9988</td></tr>
</table></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>第３節　自衛隊の派遣要請及び受入れ</td><td>第３節　自衛隊の派遣要請及び受入れ</td><td></td></tr>
<tr><td>108</td><td>１　派遣要請の手続
(1)　(略)
(2)　連絡先
<table>
<tr><th rowspan="2">連絡先</th><th colspan="2">連 絡 窓 口</th></tr>
<tr><th>時間内</th><th>時間外</th></tr>
<tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr>
<tr><td>陸上自衛隊
第 10 施設大隊</td><td>第３科
加入電話 (0568)81-7183
内線 234</td><td>当直室
加入電話 (0568)81-7183
内線 302</td></tr>
<tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr>
</table></td><td>１　派遣要請の手続
(1)　(略)
(2)　連絡先
<table>
<tr><th rowspan="2">連絡先</th><th colspan="2">連 絡 窓 口</th></tr>
<tr><th>時間内</th><th>時間外</th></tr>
<tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr>
<tr><td>陸上自衛隊
第 10 後方支援連隊</td><td>第３科
加入電話 (0568)81-7183
内線 239</td><td>当直室
加入電話 (0568)81-7183
内線 202</td></tr>
<tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr>
</table></td><td>自衛隊組織体制に合わせた修正</td></tr>
<tr><td></td><td>第４節　ボランティアとの連携</td><td>第４節　ボランティアとの連携</td><td></td></tr>
<tr><td>110</td><td>１　災害救援ボランティアセンターの設置
(1)、(2)　(略)
(3)　市民窓口部ボランティア班に配置された職員は、ボランティアの受入れに関してボランティアコーディネーターの自主性を尊重し、市災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等を行うなどの支援を行うものとする。
２　ボランティアコーディネーター
(1)　ボランティアコーディネーターは、市民窓口部ボランティア班及び県広域ボランティア支援本部と連携してボランティアの受入れ（受付、需給調整など）や、ボランティアへの支援要請の内容把握等を行う。
(2)　ボランティアコーディネーターは、ライフラインの復旧、仮設住宅への入居状況等を判断し、適当な時期以降は地域の自主的な活動へ移行ができるよう努める。</td><td>１　災害救援ボランティアセンターの設置
(1)、(2)　(略)
(3)　市民窓口部ボランティア班に配置された職員は、ボランティアの受入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、市災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等を行うなどの支援を行うものとする。
２　ボランティアコーディネーター
(1)　コーディネーターは、市民窓口部ボランティア班及びあいち広域ボランティア・ＮＰＯ支援本部と連携してボランティアの受入れ（受付、需給調整など）や、ボランティアへの支援要請の内容把握等を行う。
(2)　コーディネーターは、ライフラインの復旧、仮設住宅への入居状況等を判断し、適当な時期以降は地域の自主的な活動へ移行ができるよう努める。</td><td>表記の整理

愛知県地域防災計画に合わせた修正</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>頁</th><th>修　　正　　前</th><th>修　　正　　後</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>111</td><td>(3)　(略)
ボランティア受入れの流れ

</td><td>(3)　(略)
ボランティア受入れの流れ

</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>第２章　情報の収集及び伝達</td><td>第２章　情報の収集及び伝達</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>第１節　通信連絡体制</td><td>第１節　通信連絡体制</td><td></td></tr>
<tr><td>112</td><td>３　通信の運用
(1)、(2)　(略)
(3)　直接通信連絡線(ホットライン)は、次の機関との通信連絡に活用する。
<table><tr><td>機関名</td><td>春日井警察署警備課
西日本電信電話株式会社東海支店
中部電力パワーグリッド株式会社春日井営業所</td></tr></table></td><td>３　通信の運用
(1)、(2)　(略)
(3)　直接通信連絡線(ホットライン)は、次の機関との通信連絡に活用する。
<table><tr><td>機関名</td><td>春日井警察署警備課
ＮＴＴ西日本株式会社東海支店
中部電力パワーグリッド株式会社春日井営業所</td></tr></table></td><td>社名変更による修正</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>頁</th><th>修　　正　　前</th><th>修　　正　　後</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td></td><td>東邦ガスネットワーク株式会社設備部名古屋地域センター春日井事業所
(4)　県防災情報システムの使用
被害状況等の報告及び把握、応援等の要請などを迅速かつ的確に行うため、県防災情報システムの効果的な使用を行う。
なお、県防災情報システムと総合防災情報システム（SOBOWEB）間ではデータの連携がされている。</td><td>東邦ガスネットワーク株式会社設備部名古屋地域センター春日井事業所
(4)　県防災情報システムの使用
被害状況等の報告及び把握、応援等の要請などを迅速かつ的確に行うため、県防災情報システムの効果的な使用を行う。
なお、県防災情報システムと新総合防災情報システム（SOBO-WEB）間ではデータの連携がされている。</td><td>防災基本計画に基づく修正</td></tr>
<tr><td></td><td>第２節　気象情報等の収集及び伝達</td><td>第２節　気象情報等の収集及び伝達</td><td></td></tr>
<tr><td>114</td><td>１　気象情報
(1)　情報伝達系統
気象、水象に関する特別警報・警報等の伝達系統は、次のとおりである。


(2)　特別警報・警報等の種類及び発表基準
ア　特別警報</td><td>１　気象情報
(1)　情報伝達系統
気象、水象に関する特別警報・警報等の伝達系統は、次のとおりである。


(2)　特別警報・警報等の種類及び発表基準
ア　特別警報</td><td>社名変更による修正</td></tr>
<tr><td>115</td><td><table><tr><th>種類</th><th>発表基準</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>大雨特別警報（警戒レベル５</td><td>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</td></tr></table></td><td><table><tr><th>種類</th><th>発表基準</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>レベル５
大雨特別警報</td><td>台風や集中豪雨等により浸水害の起こるおそれが著しく大きい降雨量に相当する大雨が</td></tr></table></td><td>防災気象情報の見直しに伴う修正</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>頁</th><th>修　　正　　前</th><th>修　　正　　後</th><th>備　　考</th></tr>
<tr>
<td></td>
<td>
<table>
<tr><td>相当情報）</td><td></td></tr>
<tr><td>（追加）</td><td>（追加）</td></tr>
<tr><td>（追加）</td><td>（追加）</td></tr>
<tr><td>大雪特別警報</td><td>数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</td></tr>
</table>
（追加）

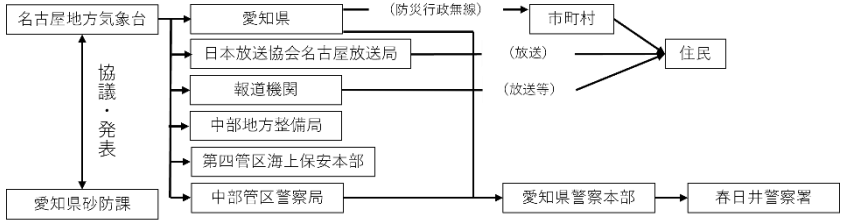
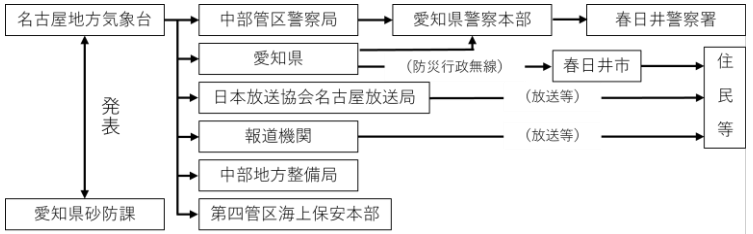
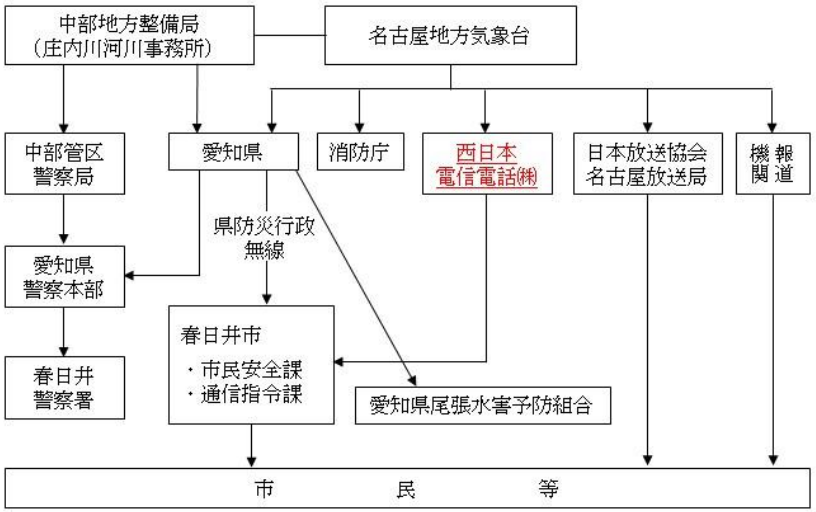
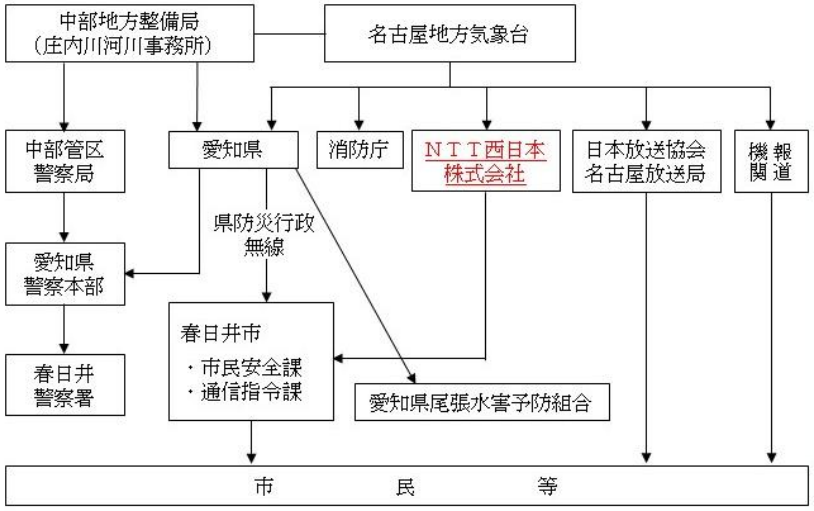
<

頁	修正前		修正後		備考
		（浸水害） 表面雨量指数 22 （土砂災害） 土壌雨量指数が 148 を超えると予想されるとき		合	
	（追加）	（追加）	レベル３ 土砂災害警報	60 分雨量及び土壌雨量指数の組み合わせがレベル４土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合（おおむね３～６時間先に基準値に到達することが予想される場合）	
116	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 流域雨量指数が 内津川流域で 16.6 八田川流域で 12.4 地蔵川流域で 9.8 複合基準※１が 内津川流域で （９、16.5） 八田川流域で （９、11.1） 地蔵川流域で （21、6.6） 庄内川流域で （９、45.4） を超えると予想されるとき 庄内川に指定河川洪水予報（氾濫警戒情報等）が発表される場合	レベル３ 氾濫警報	氾濫危険水位に到達することが見込まれる場合や、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 12 時間の降雪の深さが 10cm を超えると予想される場合	大雪警報	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合	

<table>
<tr><th>頁</th><th>修　　正　　前</th><th>修　　正　　後</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>117</td><td>ウ　注意報
<table><tr><td>種類</td><td>発表基準</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>大雨注意報
（警戒レベル２）</td><td>大雨による災害が発生するおそれがあると予想される場合
具体的には次の条件に該当する場合である。
表面雨量指数 12 土壌雨量指数が 100 を超えると予想される場合</td></tr><tr><td>（追加）</td><td>（追加）</td></tr><tr><td>洪水注意報
（警戒レベル２）</td><td>洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
具体的には次の条件に該当する場合である。
流域雨量指数が
内津川流域で 13.2
八田川流域で 9.9
地蔵川流域で 7.8
複合基準※１が
内津川流域で （６、11.2）
八田川流域で （６、9.2）
地蔵川流域で （６、5.9）
庄内川流域で （８、30.2）
を超えると予想される場合
庄内川に指定洪水予報（氾濫注意情報等）が発表される場合</td></tr><tr><td>大雪注意報</td><td>大雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合
具体的には次の条件に該当する場合である。
12 時間の降雪の深さが５㎝を超えると予想される場合</td></tr></table></td><td>エ　注意報
<table><tr><td>種類</td><td>発表基準</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>レベル２
大雨注意報</td><td>表面雨量指数、流域雨量指数またはその両方を組み合わせた基準のいずれかががレベル２大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合</td></tr><tr><td>レベル２
土砂災害注意報</td><td>60 分雨量及び土壌雨量指数の組み合わせがレベル２土砂災害注意報の基準値に到達することが予想される場合</td></tr><tr><td>レベル２
氾濫注意報</td><td>氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合や、避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれない場合</td></tr><tr><td>大雪注意報</td><td>降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合</td></tr></table></td><td>防災気象情報の見直しに伴う修正</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>頁</th><th>修　　正　　前</th><th>修　　正　　後</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td>濃霧注意報</td><td>濃い霧により交通機関に著しい障害が起こるおそれがあると予想される場合
具体的には次の条件に該当する場合である。
濃霧によって視程が 100m以下になると予想される場合</td></tr>
<tr><td>雷注意報</td><td>落雷等により被害が予想される場合</td></tr>
<tr><td>乾燥注意報</td><td>空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合
具体的には次の条件に該当する場合である。
実効湿度が 60%、最小湿度が 30%以下になると予想される場合</td></tr>
<tr><td>霜注意報</td><td>晩霜により農作物への被害が起こるおそれがあると予想されたときに発表される。
具体的には次の条件に該当する場合である。
最低気温３℃以下</td></tr>
<tr><td>低温注意報</td><td>低温（概ね冬期最低気温が－４℃以下）によって農作物等に著しい被害が起こるおそれがあると予想される場合</td></tr>
<tr><td>着氷・着雪
注意報</td><td>著しい着氷（着雪）が予想される場合</td></tr>
</table>
エ　（略）
118　オ　土砂災害警戒情報(警戒レベル４相当情報[土砂災害])
大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長が避難情報を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、県と気象庁が共同で発表する防災情報。（追加）
（図略）</td><td>
<table>
<tr><td>濃霧注意報</td><td>濃い霧により見通しが悪くなることによる交通障害等の災害が発生するおそれがあると予想される場合</td></tr>
<tr><td>雷注意報</td><td>落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害が発生するおそれがあると予想される場合</td></tr>
<tr><td>乾燥注意報</td><td>空気が乾燥し、火災・延焼等が発生する危険が大きい気象条件と予想される場合</td></tr>
<tr><td>霜注意報</td><td>春・秋に気温が下がって霜が発生することにより農作物や果実の被害が発生するおそれがあると予想される場合</td></tr>
<tr><td>低温注意報</td><td>低温による農作物の被害（冷夏の場合も含む）や水道管の凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあると予想される場合</td></tr>
<tr><td>着氷・着雪
注意報</td><td>著しい着氷（着雪）が予想される場合</td></tr>
</table>
オ　（略）
カ　土砂災害警戒情報
命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長が避難情報を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、県と気象庁が共同で発表する防災情報。なお、土砂災害警戒情報は気象業務法に基づく警報の一種として「レベル４土砂災害危険警報」の名称で発表される。
（図略）</td><td>防災気象情報の見直しに伴う修正

愛知県地域防災計画に合わせた修正</td></tr>
</table>

頁	修　　正　　前	修　　正　　後	備　　考
119	土砂災害警戒情報の伝達系統  （注）　土砂災害警戒情報は名古屋地方気象台と愛知県建設局砂防課が協議のうえ、愛知県と名古屋地方気象台が共同して発表する。 2　水防情報 （1）　水防情報伝達系統 （略）	土砂災害警戒情報の伝達系統  （注）　土砂災害警戒情報は気象業務法に基づく警報の一種として「レベル４土砂災害危険警報」の名称で発表・伝達する。 2　水防情報 （1）　水防情報伝達系統 （略）	愛知県地域防災計画に合わせた修正
120	ア　庄内川洪水予報  	ア　庄内川洪水予報  	社名変更による修正

<table>
<tr><th>頁</th><th>修　　正　　前</th><th>修　　正　　後</th><th>備　　考</th></tr>
<tr>
<td>121

122</td>
<td>(2)　水防予警報の発表基準等
ア　庄内川洪水予報
（略）
<table>
<tr><th>種類</th><th>（追加）</th><th>発表基準</th></tr>
<tr><td rowspan="2">洪水注意報</td><td>氾濫注意情報
（警戒レベル２
相当情報[洪水]）</td><td>基準地点の水位が氾濫注意水位（水位危険度レベル２）に到達し、さらに上昇するおそれがあるときに発表する。</td></tr>
<tr><td>解除</td><td>洪水の危険がなくなったと認められるときに発表する。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">洪水警報</td><td>氾濫警戒情報
（警戒レベル３
相当情報[洪水]）</td><td>一定時間後に氾濫危険水位（水位危険度レベル４）に到達が見込まれるとき、あるいは避難判断水位（水位危険度レベル３）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表する。</td></tr>
<tr><td>氾濫危険情報
（警戒レベル４
相当情報[洪水]）</td><td>急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表する。
氾濫危険水位（水位危険度レベル４）に到達したときに発表する。</td></tr>
<tr><td>氾濫発生情報
（警戒レベル５
相当情報[洪水]）</td><td>堤防からの水があふれ又は堤防が決壊し、河川水による浸水が確認され、氾濫が発生（水位危険度レベル５）したときに発表する。</td></tr>
</table>
（略）
イ　（略）
３　（略）</td>
<td>(2)　水防予警報の発表基準等
ア　庄内川洪水予報
（略）
<table>
<tr><th>（削除）</th><th>種類</th><th>発表基準</th></tr>
<tr><td rowspan="2">（削除）</td><td>レベル２
氾濫注意報
（警戒レベル２情報）</td><td>基準地点の水位が氾濫注意水位（水位危険度レベル２）に到達し、さらに上昇するおそれがあるときに発表する。</td></tr>
<tr><td>解除</td><td>洪水の危険がなくなったと認められるときに発表する。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">（削除）</td><td>レベル３
氾濫警報
（警戒レベル３相当情報）</td><td>一定時間後に氾濫危険水位（水位危険度レベル４）に到達が見込まれるとき、あるいは避難判断水位（水位危険度レベル３）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表する。</td></tr>
<tr><td>レベル４
氾濫危険警報
（警戒レベル４相当情報）</td><td>急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表する。
氾濫危険水位（水位危険度レベル４）に到達したときに発表する。</td></tr>
<tr><td>レベル５
氾濫発生情報
レベル５
氾濫特別警報
（警戒レベル５相当情報）</td><td>堤防からの水があふれ又は堤防が決壊し、河川水による浸水が確認され、氾濫が発生（水位危険度レベル５）したときに発表する。</td></tr>
</table>
（略）
イ　（略）
３　（略）</td>
<td>防災気象情報の見直しに伴う修正</td>
</tr>
</table>

頁	修　　正　　前	修　　正　　後	備　　考
123	4　林野火災対策 大規模な林野火災の発生に際しては、必要に応じ消防庁長官に対し人命救助活動等にあたる他の都道府県で編成している緊急消防救助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行う。また、市は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づき援助要請を行う。 5　その他の情報 (1)　(略) (2)　異常現象の発見及び通報 災害の発生が予想される異常現象を発見した者は、直ちに市又は警察署に通報する。異常通報を受けた警察署は直ちに市に通報する。異常通報を受けた市長は、必要な措置を講じるとともに県及び関係機関に通報する。また、状況に応じて警戒区域等の設定を行い、又は関係機関に警戒区域等の設定を要請する。 ア～ウ　(略)	4　林野火災対策 大規模な林野火災の発生に際しては、必要に応じ消防庁長官に対し人命救助活動等にあたる他の都道府県で編成している緊急消防救助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行う。(削除) 5　その他の情報 (1)　(略) (2)　異常現象の発見及び通報 災害の発生が予想される異常現象を発見した者は、直ちに市又は警察署に通報する。異常通報を受けた警察署は直ちに市に通報する。異常通報を受けた市長は、必要な措置を講ずるとともに県及び関係機関に通報する。また、状況に応じて警戒区域等の設定を行い、又は関係機関に警戒区域等の設定を要請する。 ア～ウ　(略)	愛知県地域防災計画に合わせた修正 防災基本計画に基づく修正
	第３節　被害情報の収集及び伝達	第３節　被害情報の収集及び伝達	
127	2　建物の被災調査 (1)　(略) (2)　被災宅地の応急危険度判定 市は、県及び関係機関と協力して被災宅地の応急危険度判定を行い、必要に応じて宅地の保全の指導を実施する。 3　県への報告 (略) (1)　報告の方法 ア、イ　(略) ウ　すべての通信施設が不通となった場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして報告に努めるものとする。 エ　(略) (2)　報告の対象となる被害、内容等 ア、イ　(略) ウ　報告要領は、次のとおりとする。	2　建物の被災調査 (1)　(略) (2)　被災宅地の危険度判定 市は、必要に応じて県及び関係機関と協力して被災宅地の危険度判定を行い、宅地の保全の指導を実施する。 3　県への報告 (略) (1)　報告の方法 ア、イ　(略) ウ　全ての通信施設が不通となった場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして報告に努めるものとする。 エ　(略) (2)　報告の対象となる被害、内容等 ア、イ　(略) ウ　報告要領は、次のとおりとする。	表記の整理 防災基本計画に基づく修正

<table>
<tr><th>頁</th><th>修　　正　　前</th><th>修　　正　　後</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>128</td><td>
<table>
<tr><td>区分</td><td>報告を要する場合</td><td>報告先</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>砂防施設被害</td><td>１　（略）
２　土石流等の土砂流出により負傷者以上の人的被害及び人家、公共施設及び住宅に一部破損以上の被害を生じたとき及びこれらの被害の恐れが生じたとき。</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
４　（略）
５　重要な災害情報の収集及び伝達
（1）　（略）
（2）　災害の規模の把握のために必要な情報
（略）
愛知県災害対策本部尾張方面本部への連絡先</td><td>
<table>
<tr><td>区分</td><td>平時</td><td>第１非常配備</td><td>第２非常配備（準備体制）</td><td>第２非常配備（準備強化体制）</td><td>第２非常配備（警戒体制）</td><td>第３非常配備</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
（略）
（3）　（略）
６　被災者台帳の活用
被災した市民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を活用し、その情報について関係部署間で共有する。（追加）</td><td>
<table>
<tr><td>区分</td><td>報告を要する場合</td><td>報告先</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>砂防施設被害</td><td>１　（略）
２　土石流等の土砂流出により負傷者以上の人的被害及び人家、公共施設及び住宅に一部破損以上の被害を生じたとき及びこれらの被害のおそれが生じたとき。</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
４　（略）
５　重要な災害情報の収集及び伝達
（1）　（略）
（2）　災害の規模の把握のために必要な情報
（略）
愛知県災害対策本部尾張方面本部への連絡先</td><td>防災基本計画に基づく修正</td></tr>
<tr><td>130</td><td>
<table>
<tr><td>区分</td><td>平常時</td><td>第１非常配備</td><td>第２非常配備（準備体制）</td><td>第２非常配備（準備強化体制）</td><td>第２非常配備（警戒体制）</td><td>第３非常配備</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
（略）
（3）　（略）</td><td>
<table>
<tr><td>区分</td><td>平時</td><td>第１非常配備</td><td>第２非常配備（準備体制）</td><td>第２非常配備（準備強化体制）</td><td>第２非常配備（警戒体制）</td><td>第３非常配備</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
（略）
（3）　（略）</td><td>防災基本計画に基づく修正</td></tr>
<tr><td>133</td><td>６　被災者台帳の活用
被災した市民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を活用し、その情報について関係部署間で共有する。</td><td>６　被災者台帳の活用
被災した市民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を活用し、その情報について関係部署間で共有する。その際には、被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討するものとする。</td><td>愛知県地域防災計画に合わせた修正</td></tr>
</table>

頁	修正前	修正後	備考
	第３章　消防・救助活動	第３章　消防・救助活動	
	第１節　消防活動	第１節　消防活動	
	８　林野火災対策 （略） (1)　（略） (2)　市の措置	８　林野火災対策 （略） (1)　（略） (2)　市の措置	
148	ア　発見者等から大規模な火事災害の連絡を受けたとき又は自ら発見したときは、県に連絡する。	ア　発見者等から大規模な火事災害の連絡を受けたとき又は自ら発見したときは、県に連絡する。また、林野火災対応の指揮体制を早期に確立するとともに、関係機関との調整等を含む消防活動全体の総合調整を行う。	愛知県地域防災計画に合わせた修正
	イ　地域住民等の避難の指示等については、第５章第１節「避難」の定めにより実施する。	イ　地域住民等の避難の指示等については、第５章第１節「避難」の定めにより実施する。 なお、林野火災が急激に延焼拡大して避難指示等が広範囲となる場合があるため、避難行動要支援者の避難支援が適切に行われるよう十分配慮するものとする。	
149	（追加）		
	ウ　（略） エ　直ちに火災現場に出場し、防火水槽、自然水利等を活用し、消防活動を実施する。	ウ　（略） エ　消火活動の留意点 (ｱ)　火災防御に当たっては人命を第一とし、住家等への延焼防止を最優先に行う。 (ｲ)　直ちに火災現場に出動し、防火水槽、自然水利等を活用し、消火活動を実施する。 (ｳ)　滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底する。 (ｴ)　夜間も含め刻々と変化する災害の状況を的確に把握する。 (ｵ)　速やかに火災の状況を把握するとともに、消防計画、林野火災防御図、飛び火警戒要領等を活用する。 (ｶ)　急激な延焼拡大や火災の長期化にも的確に対応できるよう、必要に応じ林野火災の発生を他の消防機関や消防防災航空隊、自衛隊に情報を共有する。 (ｷ)　地上消火隊及び消防防災航空隊間の連携により、迅速かつ効果的な消火活動を行う。	

頁	修　　正　　前	修　　正　　後	備　　考
		(ｸ)　活動終期にあっては、空中からの熱源探査並びに地上での警戒及び残火処理を徹底し、火災を確実に鎮火させる。	
	オ　災害の規模が大きく、市のみで対処できない場合は、県及び他の地方自治体に応援を求める。 　なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、愛知県内広域消防相互応援協定及び愛知県消防広域応援基本計画の定めるところにより、消防相互応援を行う。	オ　災害の規模が大きく、市のみで対処できない場合は、早期に県及び他の地方自治体に応援を求める。 　なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、愛知県内広域消防相互応援協定及び愛知県消防広域応援基本計画の定めるところにより、消防相互応援の要請を行う。	
	カ～ケ　（略）	カ～ケ　（略）	
149	コ　被災者の救助、消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。	コ　被災者の救助、消防活動等に際し、必要があると認めるときは、市は、県に対して早期に自衛隊の災害派遣要請を依頼する。また、化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。	
	サ、シ　（略）	サ、シ　（略）	
	(3)　応援協力関係	(3)　応援協力関係	
	ア、イ　（略）	ア、イ　（略）	
150	（追加）	ウ　応援部隊（地元市町村以外の消防機関）による消火活動 (ｱ)　水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等を活用する。 (ｲ)　人員・資機材の搬送に当たって、山間地の悪路・隘路でも走行可能な車両を適切に活用する。 (ｳ)　地域の実情に精通した消防団を含む消防機関と情報共有を密にして連携の強化を図るものとする。 (ｴ)　「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく応援を行うこととなった場合には、県内応援部隊の調整を行う代表消防機関は、火災の延焼状況等を把握し、地元市町村の消防機関に対して応援部隊の派遣に係る調整など支援を行う。	愛知県地域防災計画に合わせた修正

<table>
<tr><th>頁</th><th>修　　正　　前</th><th>修　　正　　後</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td></td><td>第４節　防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備</td><td>第４節　防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備</td><td></td></tr>
<tr><td>154</td><td>１　（略）
<table><tr><th>名称</th><th>所在地</th><th>面積</th><th>摘要</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>落合公園
管理棟駐車場</td><td>（略）</td><td>17.0ｈａ
うち
0.3ｈａ</td><td>ヘリコプター
離着陸可能
緊急消防
援助隊専用</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>２、３　（略）
（追加）</td><td>１　（略）
<table><tr><th>名称</th><th>所在地</th><th>面積</th><th>摘要</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>落合公園
管理棟駐車場</td><td>（略）</td><td>0.3ｈａ</td><td>緊急消防
援助隊専用</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>２、３　（略）
４　物資の輸送拠点
物資拠点の効率的な運営を図るため、民間事業者との災害時連携協定に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、指定避難所等までの輸送体制を確保するものとする。</td><td>表記の整理

愛知県地域防災計画に合わせた修正</td></tr>
<tr><td></td><td>第４章　水防活動</td><td>第４章　水防活動</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>第１節　水防体制</td><td>第１節　水防体制</td><td></td></tr>
<tr><td>155</td><td>２　水防配備態勢
大雨注意報若しくは洪水注意報の発表により、水防警戒活動の必要があると認めるとき又は庄内川洪水予報若しくは庄内川・八田川水防警報等の通報があったときは、直ちに水防配備態勢に入るものとする。
(1)　水防配備態勢の種類及び時期
<table><tr><th colspan="3">配備態勢</th><th>配備時期</th></tr><tr><td rowspan="2">警戒態勢</td><td>１次当番者</td><td>（略）</td><td rowspan="2">春日井市に大雨注意報又は洪水注意報が発表されたとき。
（略）</td></tr><tr><td>２次当番者</td><td>（略）</td></tr><tr><td colspan="2">水防初動態勢</td><td>（略）</td><td>春日井市に大雨警報（浸水害・土砂災害）又は洪水警報が発表されたとき。</td></tr></table></td><td>２　水防配備態勢
レベル２氾濫注意報、レベル２大雨注意報若しくはレベル２土砂災害注意報の発表により、水防警戒活動の必要があると認めるとき又は庄内川洪水予報若しくは庄内川・八田川水防警報等の通報があったときは、直ちに水防配備態勢に入るものとする。
(1)　水防配備態勢の種類及び時期
<table><tr><th colspan="3">配備態勢</th><th>配備時期</th></tr><tr><td rowspan="2">警戒態勢</td><td>１次当番者</td><td>（略）</td><td rowspan="2">春日井市にレベル２大雨注意報、レベル２土砂災害注意報又はレベル２氾濫注意報が発表されたとき。
（略）</td></tr><tr><td>２次当番者</td><td>（略）</td></tr><tr><td colspan="2">水防初動態勢</td><td>（略）</td><td>春日井市にレベル３大雨警報又はレベル３氾濫警報が発表されたとき。</td></tr></table></td><td>防災気象情報の見直しに伴う修正</td></tr>
</table>

頁	修正前			修正後			備考
156	水防第１次非常配備態勢	（略）	（追加）	水防第１次非常配備態勢	（略）	１　春日井市にレベル３土砂災害警報が発表されたとき。 ２　春日井市にレベル４氾濫危険警報、レベル４大雨危険警報又はレベル４土砂災害危険警報が発表されたとき。 ３　水防本部が必要と判断したとき。	防災気象情報の見直しに伴う修正
	水防第２次非常配備態勢	（略）	１　春日井市に大雨特別警報が発表されたとき。 ２　（略）	水防第２次非常配備態勢	（略）	１　春日井市にレベル５大雨特別警報又はレベル５土砂災害特別警報、レベル５氾濫特別警報が発表されたとき。 ２　（略）	
	（注）　（略） ※１　（略） (2)　（略）			（注）　（略） ※１　（略） (2)　（略）			
	第５章　救援及び救護			第５章　救援及び救護			
	第１節　避難			第１節　避難			
160 161	１　避難情報 （略） (1)　（略） (2)　【警戒レベル４】避難指示 気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難指示の発令基準に基づき、速やかに的確な【警戒レベル４】避難指示を発令するものとする。 （略） (3)　【警戒レベル３】高齢者等避難 避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを			１　避難情報 （略） (1)　（略） (2)　【警戒レベル４】避難指示 レベル４危険警報の発表、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難指示の発令基準に基づき、速やかに的確な【警戒レベル４】避難指示を発令するものとする。 （略） (3)　【警戒レベル３】高齢者等避難 避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを			防災気象情報の見直しに伴う修正

頁	修　　正　　前	修　　正　　後	備　　考
	求めるとともに、高齢者等以外の人にも避難準備や自主的な避難を呼びかける。 　また、必要に応じ、【警戒レベル３】高齢者等避難の発令等とあわせて避難所を開設する。 　なお、夜間、早朝に高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において【警戒レベル３】高齢者等避難を発令する。	求めるとともに、高齢者等以外の人にも避難準備や自主的な避難を呼び掛ける。 　また、必要に応じ、【警戒レベル３】高齢者等避難の発令等とあわせて避難所を開設する。 　なお、夜間、早朝に高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において【警戒レベル３】高齢者等避難を発令する。	防災基本計画に基づく修正
	（追加）	※　「高齢者等避難」における「高齢者等」とは、避難に時間を要する又は独力で避難できない在宅若しくは施設を利用している高齢者や障害のある人、妊産婦、乳幼児連れの人等、及び避難を支援する者のこと。	愛知県地域防災計画に合わせた修正
	(4)～(14)　（略）	(4)～(14)　（略）	
163	２　広域避難 　市は、災害が発生するおそれがある場合において、避難指示の発令による避難先が市内の指定避難所及び指定緊急避難場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村に滞在させる必要があると認められるときは、当該居住者等の受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県と市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。なお、他の都道府県の市町村への受入れについては、他の都道府県の市町村に直接協議することができる。	２　広域避難 　市は、災害が発生するおそれがある場合において、避難指示の発令による避難先が市内の指定避難所及び指定緊急避難場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村に滞在させる必要があると認められるときは、当該居住者等の受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県と市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。その際には、避難先市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。なお、他の都道府県の市町村への受入れについては、他の都道府県の市町村に直接協議することができる。	愛知県地域防災計画に合わせた修正
	（略）	（略）	
	３～５　（略）	３～５　（略）	
	６　避難所の開設 　（略）	６　避難所の開設 　（略）	
165	また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。	また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ＩＤを適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。	愛知県地域防災計画に合わせた修正
	（略）	（略）	

頁	修　　正　　前	修　　正　　後	備　　考
167	(1)～(3)　(略) 7　避難所の管理運営 (略) (1)～(6)　(略) (7)　避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮する。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。 （追加） <

頁	修　　正　　前	修　　正　　後	備　　考
		底する。	
	(9)　指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・ＤＶについての発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず、安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。	(9)　指定避難所等における女性やこども等に対する性暴力・ＤＶについての発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず、安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性やこども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。	防災基本計画に基づく修正
	(10)、(11)　(略)	(10)、(11)　(略)	
167	(12)　給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等、避難者への生活支援については、公平に行うことを原則とし、適切迅速な措置を講ずる。 　また、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、栄養バランスの取れた適温の食事の提供等、質の確保にも配慮する。 　なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者については、「春日井市避難所運営マニュアル」を参考に配慮する。	(削除)	愛知県地域防災計画に合わせた修正
	(13)　(略)	(12)　(略)	
	(14)　(略)	(13)　(略)	
	(15)　(略)	(14)　(略)	
169	(16)　(略)	(15)　(略)	
	(17)　(略)	(16)　(略)	
	(18)　(略)	(17)　(略)	
	(19)　(略)	(18)　(略)	
	(20)　(略)	(19)　(略)	
	(21)　(略)	(20)　(略)	

<table>
<tr><th>頁</th><th>修　　正　　前</th><th>修　　正　　後</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td></td><td>第２節　給水</td><td>第２節　給水</td><td></td></tr>
<tr><td>170</td><td>災害の発生により飲料水の確保ができない被災者に対し、生活を保護するため応急給水を行う。

１、２　（略）
３　給水方法
（1）　給水は、給水車等による給水を原則とし、配水場等から取水して給水車及びポリ容器により運搬し給水する。

（2）　（略）</td><td>災害の発生により飲料水の確保ができない被災者に対し、生活を保護するため速やかに断水状況を把握した上で、目標水量を目安にし、応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努める。
１、２　（略）
３　給水方法
（1）　給水は、給水車等による給水を原則とし、配水場等から取水して給水車及びポリ容器により運搬し給水するが、内容等により臨機に対応する。
（2）　（略）</td><td>愛知県地域防災計画に合わせた修正

愛知県地域防災計画に合わせた修正</td></tr>
<tr><td></td><td>第３節　食糧</td><td>第３節　食糧</td><td></td></tr>
<tr><td>171</td><td>１　食糧の供給
（1）　（略）
（2）　調達及び搬送
ア　備蓄食糧
指定一般避難所及び指定福祉避難所で備蓄する食糧は、必要に応じて他の避難所等との融通を図る。また、調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。
イ、ウ　（略）
(3)、(4)　（略）
２、３　（略）
４　食糧等の調達に関する協定
（略）</td><td>１　食糧の供給
（1）　（略）
（2）　調達及び搬送
ア　備蓄食糧
指定一般避難所及び指定福祉避難所で備蓄する食糧は、必要に応じて他の避難所等との融通を図る。また、調達にあたっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。
イ、ウ　（略）
(3)、(4)　（略）
２、３　（略）
４　食糧等の調達に関する協定
（略）</td><td>防災基本計画に基づく修正</td></tr>
<tr><td>174</td><td>
<table>
<tr><th>協 定 先</th><th>物 資 の 種 別</th></tr>
<tr><td>（略）
ユニー株式会社アピタ高蔵寺店
ＤＣＭカーマ株式会社
株式会社オークワ
（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><th>協 定 先</th><th>物 資 の 種 別</th></tr>
<tr><td>（略）
ユニー株式会社アピタ高蔵寺店
ＤＣＭ株式会社
株式会社オークワ
（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td><td>社名変更による修正</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>頁</th><th>修　　正　　前</th><th>修　　正　　後</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td></td><td>第４節　生活必需品</td><td>第４節　生活必需品</td><td></td></tr>
<tr><td>174</td><td>２　調達及び搬送
（1）　備蓄品
指定避難所等で備蓄する生活必需品は、必要に応じて他の避難所等との融通を図る。また、調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。
（2）、（3）　（略）</td><td>２　調達及び搬送
（1）　備蓄品
指定避難所等で備蓄する生活必需品は、必要に応じて他の避難所等との融通を図る。また、調達にあたっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。
（2）、（3）　（略）</td><td>防災基本計画に基づく修正</td></tr>
<tr><td>175</td><td>（4）　被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。
（5）　（略）
３、４　（略）
５　物資の調達に関する協定
（略）</td><td>（4）　被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、避難所等における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。
（5）　（略）
３、４　（略）
５　物資の調達に関する協定
（略）</td><td>防災基本計画に基づく修正</td></tr>
<tr><td>176</td><td><table><tr><th>協 定 先</th><th>物 資 の 種 別</th></tr><tr><td>（略）
ユニー株式会社アピタ高蔵寺店
ＤＣＭカーマ株式会社
株式会社オークワ
（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td><td><table><tr><th>協 定 先</th><th>物 資 の 種 別</th></tr><tr><td>（略）
ユニー株式会社アピタ高蔵寺店
ＤＣＭ株式会社
株式会社オークワ
（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td><td>社名変更による修正</td></tr>
<tr><td></td><td>第５節　医療</td><td>第５節　医療</td><td></td></tr>
<tr><td>178</td><td>２　広域医療活動の支援要請
（1）　（略）
（2）　保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対して災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の派遣要請を行う。</td><td>２　広域医療活動の支援要請
（1）　（略）
（2）　保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対して災害派遣精神医療チーム（日本ＤＰＡＴ）の派遣要請を行う。</td><td>愛知県地域防災計画に合わせた修正</td></tr>
</table>

頁	修　　正　　前	修　　正　　後	備　　考
	第６節　住宅の確保	第６節　住宅の確保	
180	１　被災住宅の調査 （略） (1)～(4)　（略） ２　市及び県における措置 （略） (1)、(2)　（略） (3)　建設用地の確保 ア　（略） イ　市は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。 なお、用地の選定に当たっては、災害に対する安全性や洪水、土砂災害の危険性に配慮する。 (4)　（略）	１　市における措置 （略） (1)～(4)　（略） ２　応急仮設住宅の供与 （略） (1)、(2)　（略） (3)　建設用地の確保 （略） （第２編第１章第１節７に移動） (4)　（略）	表記の整理 表記の整理 記載場所の整理
181	(5)　賃貸住宅の借上げ 県は、「災害時における民間賃貸住宅の活用について」（平成24年11月国土交通省・厚生労働省）を参考に賃貸住宅の借上げを行う。 (6)　被災者の入居及び管理運営 ア、イ　（略） ウ　管理運営 (ｱ)　（略）	(5)　賃貸住宅の借上げ 県は、「災害時における民間賃貸住宅の活用について」（平成24年12月国土交通省・厚生労働省）等を参考に賃貸住宅の借上げを行う。 (6)　被災者の入居及び管理運営 ア、イ　（略） ウ　管理運営 (ｱ)　（略）	表記の整理
182	(ｲ)　応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心･安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。 エ　（略）	(ｲ)　応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心･安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性やこども・若者を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。 エ　（略）	愛知県地域防災計画に合わせた修正

<table>
<tr><th>頁</th><th>修　　正　　前</th><th>修　　正　　後</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td></td><td>第９節　緊急輸送</td><td>第９節　緊急輸送</td><td></td></tr>
<tr><td>189</td><td>１　緊急輸送手段の確保
（略）
(1)　（略）
(2)　緊急輸送道路の機能確保
管理道路における緊急輸送道路指定路線について、協定締結団体の協力を得つつ、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。
(3)　（略）
(4)　緊急車両の調達等
ア　（略）
イ　災害の規模等必要に応じ、協定締結団体に協力を要請する。
<table><tr><th>協 定 先</th><th>協 定 の 内 容</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>株式会社トヨタレンタリース愛知
NTP ホールディングス株式会社
J-net レンタリース株式会社</td><td>輸送車両の供給</td></tr><tr><td>（追加）
エートス協同組合</td><td>車両の移動</td></tr></table>ウ　（略）
(5)、(6)　（略）
(7)　輸送体制
ア　車両の管理
対策本部が設置されたときは、消防車両を除く公用車及び調達車は、すべて本部事務局部が集中管理する。
イ、ウ　（略）</td><td>１　緊急輸送手段の確保
（略）
(1)　（略）
(2)　緊急輸送道路の機能確保
管理道路における緊急輸送道路指定路線について、協定締結団体の協力を得つつ、道路啓開、応急復旧等を行い、緊急車両の通行の確保に努める。
(3)　（略）
(4)　緊急車両の調達等
ア　（略）
イ　災害の規模等必要に応じ、協定締結団体に協力を要請する。
<table><tr><th>協 定 先</th><th>協 定 の 内 容</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>株式会社トヨタレンタリース愛知
NTP ホールディングス株式会社
J-net レンタリース株式会社</td><td>輸送車両の供給</td></tr><tr><td>堀尾物産株式会社
エートス協同組合</td><td>車両の移動</td></tr></table>ウ　（略）
(5)、(6)　（略）
(7)　輸送体制
ア　車両の管理
対策本部が設置されたときは、消防車両を除く公用車及び調達車は、全て本部事務局部が集中管理する。
イ、ウ　（略）</td><td>防災基本計画に基づく修正

表記の整理

防災基本計画に基づく修正</td></tr>
<tr><td></td><td>第６章　要配慮者対策</td><td>第６章　要配慮者対策</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>第１節　支援対策</td><td>第１節　支援対策</td><td></td></tr>
<tr><td>194</td><td>４　避難行動要支援者の避難支援
(1)　（略）
(2)　避難行動要支援者の避難支援</td><td>４　避難行動要支援者の避難支援
(1)　（略）
(2)　避難行動要支援者の避難支援</td><td></td></tr>
</table>

頁	修　　正　　前	修　　正　　後	備　　考
	平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報及び個別避難計画情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報及び個別避難計画情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。 また、平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。 (3)、(4)　(略)	平時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報及び個別避難計画情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報及び個別避難計画情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。 また、平時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。 (3)、(4)　(略)	防災基本計画に基づく修正
	第２節　要配慮者への対応	第２節　要配慮者への対応	
195	４　外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握 次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。 （追加） (1)～(3)　(略)	４　外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握 次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。 また、災害時に外国人の被災状況等の情報収集や多言語による情報提供を行う部署及び対応方法をあらかじめ定めるものとする。 (1)～(3)　(略)	愛知県地域防災計画に合わせた修正
	第７章　都市施設の応急対策	第７章　都市施設の応急対策	
	第２節　ライフライン	第２節　ライフライン	
200	６　電話 (1)　西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。加えて、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとし、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。 （略）	６　電話 (1)　ＮＴＴ西日本株式会社及びＮＴＴドコモビジネス株式会社 ＮＴＴ西日本株式会社及びＮＴＴドコモビジネス株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。加えて、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとし、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。 （略）	社名変更による修正

頁	修　　正　　前	修　　正　　後	備　　考
201	ア　西日本電信電話株式会社 (ｱ)～(ｴ)　(略) イ　エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 (ｱ)、(ｲ)　(略) (2)、(3)　(略)	ア　ＮＴＴ西日本株式会社 (ｱ)～(ｴ)　(略) イ　ＮＴＴドコモビジネス株式会社 (ｱ)、(ｲ)　(略) (2)、(3)　(略)	
	第８章　交通対策及び災害警備	第８章　交通対策及び災害警備	
	第１節　交通障害物の撤去	第１節　交通障害物の撤去	
207	3　緊急輸送道路の確保 (1)　(略) (2)　道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 ア　(略) イ　管理道路における緊急輸送道路指定路線について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。 ウ、エ　(略) (追加) (3)　情報の提供 (略)	3　緊急輸送道路の確保 (1)　(略) (2)　道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 ア　(略) イ　管理道路における緊急輸送道路指定路線について、道路啓開、応急復旧等を行い、緊急車両の通行の確保に努める。 ウ、エ　(略) (3)　道路占用物件の緊急復旧 大規模災害等によりライフラインが被災し、その復旧に急を要する場合に備え、可能な範囲で、復旧作業の実施に係る手続の簡素化を図るものとする。 (4)　情報の提供 (略)	防災基本計画に基づく修正
	第９章　廃棄物対策	第９章　廃棄物対策	
	第１節　ごみ・し尿対策	第１節　ごみ・し尿対策	
211	1　災害廃棄物処理実行計画の策定 市は、災害時の廃棄物に係る処理体制を確保するため、平成31年３月に春日井市災害廃棄物処理計画（以下「処理計画」という。）を策定した。処理計画は、災害廃棄物等を円滑かつ迅速に処理できるよう、仮置場の確保や運用方針、生活ごみや避難所ごみ、仮設トイレのし尿等の処理体制及び周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等について、具体的に示したものである。 災害発生後、市地域防災計画及び処理計画に基づき、災害廃棄物処理実行計画を策定し、災害廃棄物等の推計発生量、処理体制、処	1　災害廃棄物処理実行計画の策定 市は、災害時の廃棄物に係る処理体制を確保するため、平成31年３月に春日井市災害廃棄物処理計画（以下「処理計画」という。）を策定した。処理計画は、災害廃棄物等を円滑かつ迅速に処理できるよう、仮置場の確保や運用方針、生活ごみや避難所ごみ、仮設トイレのし尿等の処理体制及び周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等について、具体的に示したものである。処理計画は、必要に応じて見直しを行い、計画の実効性向上に努める。 災害発生後、市地域防災計画及び処理計画に基づき、災害廃棄物処理実行計画を策定し、災害廃棄物等の推計発生量、処理体制、処	愛知県地域防災計画に合わせた修正

<table>
<tr><th>頁</th><th>修　　正　　前</th><th>修　　正　　後</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td></td><td>理方法、処理フロー、処理スケジュール等及び関係団体との連携等について具体的に記載するものとする。</td><td>理方法、処理フロー、処理スケジュール等及び関係団体との連携等について具体的に記載するものとする。</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>第 10 章　教育対策</td><td>第 10 章　教育対策</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>第 1 節　児童生徒の安全対策等</td><td>第 1 節　児童生徒の安全対策等</td><td></td></tr>
<tr><td>217</td><td>1　情報連絡体制
(1)　（略）
(2)　情報の種類
教育委員会を通じて各学校へ伝達する予警報等は、次のとおりとする。
ア　警報
（ア）　（略）
（イ）　大雨警報
（追加）
（ウ）　洪水警報
（エ）　（略）
イ　注意報
（ア）　（略）
（イ）　大雨注意報
（追加）
（ウ）　洪水注意報
（エ）　（略）</td><td>1　情報連絡体制
(1)　（略）
(2)　情報の種類
教育委員会を通じて各学校へ伝達する予警報等は、次のとおりとする。
ア　警報
（ア）　（略）
（イ）　レベル３大雨警報
（ウ）　レベル３土砂災害警報
（エ）　レベル３氾濫警報
（オ）　（略）
イ　注意報
（ア）　（略）
（イ）　レベル２大雨注意報
（ウ）　レベル２土砂災害注意報
（エ）　レベル２氾濫注意報
（オ）　（略）</td><td>防災気象情報の見直しに伴う修正</td></tr>
<tr><td></td><td>第 11 章　災害救助法の適用</td><td>第 11 章　災害救助法の適用</td><td></td></tr>
<tr><td>222</td><td>2　救助の種類
（略）
<table>
<tr><th rowspan="2">救助の種類</th><th colspan="2">実施者</th></tr>
<tr><th>局地災害の場合</th><th>広域災害の場合</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>医療、助産</td><td>市（県が委任）</td><td>県（福祉局、保健医療局）
日本赤十字社愛知県支部</td></tr>
<tr><td>被災者の救出</td><td colspan="2">市（県が委任）</td></tr>
</table></td><td>2　救助の種類
（略）
<table>
<tr><th rowspan="2">救助の種類</th><th colspan="2">実施者</th></tr>
<tr><th>局地災害の場合</th><th>広域災害の場合</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>医療、助産</td><td>市（県が委任）</td><td>県（保健医療局）
日本赤十字社愛知県支部</td></tr>
<tr><td>被災者の救出</td><td colspan="2">市（県が委任）</td></tr>
</table></td><td>愛知県地域防災計画に合わせた修正</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>頁</th><th>修　　正　　前</th><th>修　　正　　後</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td>（追加）</td><td colspan="2">（追加）</td></tr>
<tr><td>住宅の応急修理
住家の被害の拡大を阻止するための緊急の修理
日常生活に必要な最小限度の部分の修理</td><td>（略）</td><td>県（建築局）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td colspan="2">（略）</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><td>福祉サービスの提供</td><td></td></tr>
<tr><td>災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣等</td><td>県（福祉局）</td></tr>
<tr><td>上記以外</td><td>市（県が委任）</td></tr>
<tr><td>住宅の応急修理
住家の被害の拡大を阻止するための緊急の修理
日常生活に必要な最小限度の部分の修理</td><td>（略）</td><td>県（防災安全局、建築局）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td colspan="2">（略）</td></tr>
</table>
</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>第４編　災害復旧・復興計画</td><td>第４編　災害復旧・復興計画</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>第１章　市民生活安定のための緊急措置</td><td>第１章　市民生活安定のための緊急措置</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>第１節　罹災証明書の交付等</td><td>第１節　罹災証明書の交付等</td><td></td></tr>
<tr><td>224</td><td>１　罹災証明書の交付等
災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、税の減免、各種手数料・使用料の減免、各種貸付金、融資の支援、保険等の各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。その交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、交付に必要な業務の実施体制の整備に努め、早期に被災者に交付するものとする。
住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</td><td>１　罹災証明書の交付等
災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、税の減免、各種手数料・使用料の減免、各種貸付金、融資の支援、保険等の各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。その交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、交付に必要な業務の実施体制の整備に努め、早期に被災者に交付するものとする。
住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用す</td><td>愛知県地域防災計画に合わせた修正</td></tr>
</table>

頁	修　　正　　前	修　　正　　後	備　　考
	また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。 （略）	るなど、適切な手法により実施するものとする。 （削除） （略）	防災基本計画に基づく修正
228	（追加）	第６節　特別行政相談活動	
	（追加）	中部管区行政評価局は、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する次の特別行政相談活動を行うものとする。 (1)　被災者への生活支援情報の提供 (2)　専用電話を備えた行政相談窓口の開設 (3)　特別行政相談所の開設 その際、市は、円滑な相談活動の実施に向けて、中部管区行政評価局と必要な連絡・調整を図るものとする。	愛知県地域防災計画に合わせた修正
	第２章　復興体制	第２章　復興体制	
229	２　市復興計画の策定 市内で、特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など、「大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号。以下「復興法」という。）」に定める要件に該当する地域が生じた場合は、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、市復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。 （追加）	２　市復興計画の策定 市内で、特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など、「大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号。以下「復興法」という。）」に定める要件に該当する地域が生じた場合は、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、市復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。 なお、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備の取組に努めるものとする。	愛知県地域防災計画に合わせた修正